

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

| | |
|-----------|---|
| ファンド形態 | ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託／追加型 |
| 信託期間 | 2009年8月28日（運用開始日）から2019年11月29日（※）まで ※ただし、管理会社が、かかる日の延長を事前に決定し、受託会社に書面により通知した場合は除きます。 ※ファンドは、2019年11月29日に償還いたしました。 |
| 繰上償還 | 次のような場合には、ファンドは繰上償還（終了）されます。 ・各コースの純資産総額の合計額（米ドル換算）が3,000万米ドルを下回り、管理会社が受託会社に通知した場合 ・ファンドを継続すること等が違法となるか、実行不可能、得策ではなく、または受益者の利益に反する場合 ・ファンドの終了を決議した場合、受託会社・管理会社が辞任または清算し、後任を確保できない場合 ・管理会社と受託会社が合意した場合 |
| 運用方針 | ファンドの投資目的は、世界の投資適格債券に投資することにより、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことです。 |
| 主要投資対象 | 世界の投資適格債券、特に事業会社が発行する債券 |
| ファンドの運用方法 | ①世界の投資適格債券に投資します。 ・事業会社が発行する債券を中心として、投資します。 ・各発行体の信用力および各銘柄の流動性、利回り水準等を勘案して、投資対象銘柄を選定します。 ・投資する債券の格付は、取得の時点においてA格相当以上（スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）でA-以上またはムーディーズでA3以上）とします。 ②為替ヘッジ取引を行います。 ・為替ヘッジ取引にあたっては、外国為替予約取引等を活用します。 ・為替ヘッジ取引は、純資産総額に追加設定予定額を追加し、買戻予定額を控除した上で、各コースの純資産総額程度のエクスポージャーを上限とします。 |
| 主な投資制限 | ・株式への投資は行いません。 ・有価証券の空売りを行いません。 |
| 分配方針 | 毎年5月末日および11月末日（休業日の場合、翌営業日）に、分配方針に従い、分配を行います。 管理会社は、原則として、配当収益、実現利益および未実現利益をもとに、債券ポートフォリオの最終利回り、ヘッジ対象通貨と米ドルの金利差、管理報酬等を考慮して分配額を決定します。さらに、管理会社は、分配日の前営業日の基準価額が当初元本を上回っている額を上限に分配することができます。 ※分配原資は、上記に限定されません。また、分配金が支払われない場合もあります。 |

ダイワ・ファンド・シリーズ ダイワ世界投資適格債券ファンド －通貨ポケット－

（米ドル、豪ドル、NZドル、
南アフリカ・ランド）

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託／追加型

運用報告書（全体版）

作成対象期間：第11期

（2018年12月1日～2019年11月29日）

信託終了日 2019年11月29日

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ダイワ・ファンド・シリーズダイワ世界投資適格債券ファンド－通貨ポケット－（以下「ファンド」といいます。）は、2019年11月29日に償還いたしました。

ここに、運用状況をご報告申し上げます。

管理会社

ダイワ・アセット・マネジメント・
サービスイズ・リミテッド（ケイマン）

代行協会員

大和証券株式会社

I. ファンドの設定から前期までの運用の経過

設定から2010年後半にかけては、ギリシャに端を発する欧州財政問題の深刻化などから、国際金融市場を取り巻く不確実性は増大し、市場のリスク回避姿勢が強まり、先進国債券市場の金利は低下しました。その後、市場予想を上回る経済指標などを受けて、米国景気に対する悲観的な見方が後退したこともあって、金利が大きく反発する場面も見られましたが、2012年にはギリシャ総選挙で与党が敗北し、ユーロ離脱懸念が高まったことなどを背景に金利は再度低下しました。社債市場では、欧州財政問題への懸念から、スプレッド（国債に対する上乗せ金利）は拡大しました。

2013年半ばに入ると、FRB（米国連邦準備制度理事会）による金融緩和の縮小観測や堅調な米国経済などを背景に、金利が上昇し、社債のスプレッドも縮小傾向となりました。

2015年に入ると、ウクライナや中東地域で地政学リスクが高まったことなどもあり、社債のスプレッドは拡大しました。その後、中国の景気減速懸念が広がったほか、原油など商品市況が一段安となったことから、社債金利は2016年前半にかけてスプレッドの拡大を伴って上昇しました。ただしその後は、日銀やECB（欧州中央銀行）による新たな金融緩和策に支援され、社債のスプレッドは縮小しました。2016年後半には、米国経済が持ち直してきたうえ、米大統領選で財政支出拡大による景気刺激を唱えるトランプ候補が勝利したことを受け、金利は急上昇し、社債スプレッドは縮小しました。

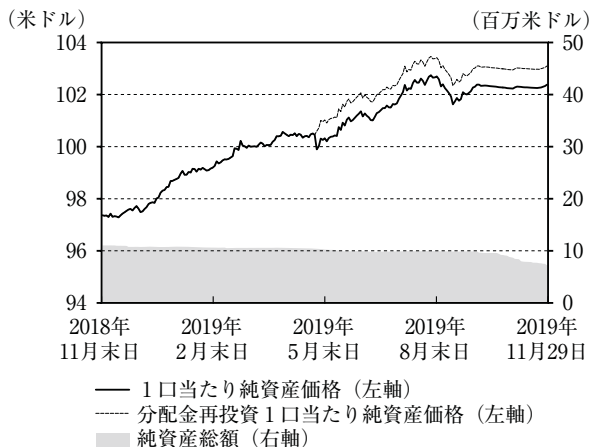
2017年から前期末にかけては、FRBが政策金利の継続的な引き上げを実施しましたが、株式市場が堅調に推移したため、特に短中期債券を中心に金利は上昇傾向となりました。

こうした環境下、当ファンドでは、世界の投資適格債券、特に事業会社が発行する債券を中心に投資することにより、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行いました。各発行体の信用力および各銘柄の流動性、利回り水準等を勘案して、投資対象銘柄を選定しました。

Ⅱ. 当期の運用の経過等

■当期の1口当たり純資産価格等の推移について

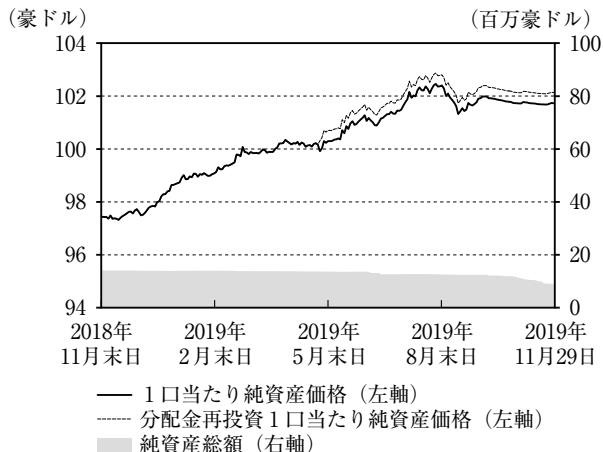
米ドル・コース



| | |
|------------------|------------------------|
| 第10期末の1口当たり純資産価格 | 97.36米ドル |
| 第11期末の1口当たり純資産価格 | 102.38米ドル（分配金額0.70米ドル） |
| 騰落率 | 5.89% |

- (注1) 第11期末の1口当たり純資産価格および純資産総額は、2019年11月29日現在の最終公表純資産価格を記載しているため、財務書類に記載の数値とは異なります。以下同じです。
- (注2) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
- (注3) 1口当たり分配金額は、税引前の分配金額を記載しています。以下同じです。
- (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
- (注5) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第10期末の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。
- (注6) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。以下同じです。
- (注7) ファンドにベンチマークは設定されていません。

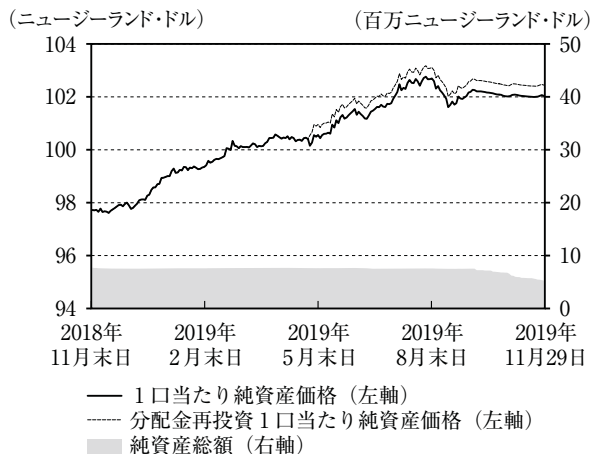
豪ドル・コース



(注) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第10期末の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。

| | |
|------------------|-------------------------|
| 第10期末の1口当たり純資産価格 | 97.44豪ドル |
| 第11期末の1口当たり純資産価格 | 101.72豪ドル (分配金額0.40豪ドル) |
| 騰落率 | 4.82% |

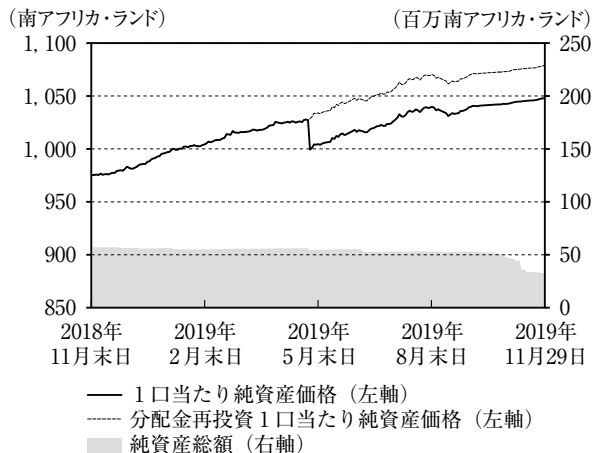
NZドル・コース



(注) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第10期末の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。

| | |
|------------------|---|
| 第10期末の1口当たり純資産価格 | 97.72ニュージーランド・ドル |
| 第11期末の1口当たり純資産価格 | 102.04ニュージーランド・ドル (分配金額0.40ニュージーランド・ドル) |
| 騰落率 | 4.83% |

南アフリカ・ランド・コース



| |
|--|
| 第10期末の1口当たり純資産価格 |
| 975.33南アフリカ・ランド |
| 第11期末の1口当たり純資産価格 |
| 1,047.94南アフリカ・ランド (分配金額29.30南アフリカ・ランド) |
| 騰落率 |
| 10.60% |

(注) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第10期末の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。

■ 1口当たり純資産価格（基準価額）の主な変動要因

米ドル・コース

米ドル建ておよびユーロ建て投資適格債券価格の上昇、米ドル建ておよびユーロ建て投資適格債券からの利息収入、ユーロ売り／米ドル買いの為替ヘッジプレミアムが1口当たり純資産価格の値上がり要因となりました。

この結果、今期の1口当たり純資産価格（分配金額込み）は前期に比べて値上がりしました。

豪ドル・コース

米ドル建ておよびユーロ建て投資適格債券価格の上昇、米ドル建ておよびユーロ建て投資適格債券からの利息収入、ユーロ売り／米ドル買いの為替ヘッジプレミアムが1口当たり純資産価格の値上がりに寄与する一方で、米ドル売り／豪ドル買いの為替ヘッジコストが1口当たり純資産価格の値下がり要因となりました。

この結果、今期の1口当たり純資産価格（分配金額込み）は前期に比べて値上がりしました。

NZドル・コース

米ドル建ておよびユーロ建て投資適格債券価格の上昇、米ドル建ておよびユーロ建て投資適格債券からの利息収入、ユーロ売り／米ドル買いの為替ヘッジプレミアムが1口当たり純資産価格の値上がりに寄与する一方で、米ドル売り／ニュージーランド・ドル買いの為替ヘッジコストが1口当たり純資産価格の値下がり要因となりました。

この結果、今期の1口当たり純資産価格（分配金額込み）は前期に比べて値上がりしました。

南アフリカ・ランド・コース

米ドル建ておよびユーロ建て投資適格債券価格の上昇、米ドル建ておよびユーロ建て投資適格債券からの利息収入、ユーロ売り／米ドル買いおよび米ドル売り／南アフリカ・ランド買いの為替ヘッジプレミアムが1口当たり純資産価格の値上がり要因となりました。

この結果、今期の1口当たり純資産価格（分配金額込み）は前期に比べて値上がりしました。

■分配金について

当期（2018年12月1日～2019年11月29日）の1口当たり分配金（税引前）は下表のとおりです。なお、下表の「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」は、当該分配落日における1口当たり分配金額と比較する目的で、便宜上算出しているものです。

米ドル・コース

（金額：米ドル）

| 分配落日 | 1口当たり純資産価格 | 1口当たり分配金額 （対1口当たり純資産価格比率 ^(注1) ） | 分配金額を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2) |
|------------|------------|---|---|
| 2019年5月31日 | 99.90 | 0.70 (0.70%) | 3.24 |

(注1) 「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率 (%) = $100 \times a / b$

a = 当該分配落日における1口当たり分配金額

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額
以下同じです。

(注2) 「分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額」とは、以下の計算式により算出されます。

分配金を含む1口当たり純資産価格の変動額 = $b - c$

b = 当該分配落日における1口当たり純資産価格 + 当該分配落日における1口当たり分配金額

c = 当該分配落日の直前の分配落日における1口当たり純資産価格

以下同じです。

(注3) 2019年5月31日の直前の分配落日（2018年11月30日）における1口当たり純資産価格は、97.36米ドルでした。

豪ドル・コース

(金額：豪ドル)

| 分配落日 | 1口当たり純資産価格 | 1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1)) | 分配金額を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2) |
|------------|------------|---|---|
| 2019年5月31日 | 99.92 | 0.40 (0.40%) | 2.88 |

(注) 2019年5月31日の直前の分配落日(2018年11月30日)における1口当たり純資産価格は、97.44豪ドルでした。

NZドル・コース

(金額：ニュージーランド・ドル)

| 分配落日 | 1口当たり純資産価格 | 1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1)) | 分配金額を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2) |
|------------|------------|---|---|
| 2019年5月31日 | 100.15 | 0.40 (0.40%) | 2.83 |

(注) 2019年5月31日の直前の分配落日(2018年11月30日)における1口当たり純資産価格は、97.72ニュージーランド・ドルでした。

南アフリカ・ランド・コース

(金額：南アフリカ・ランド)

| 分配落日 | 1口当たり純資産価格 | 1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率 ^(注1)) | 分配金額を含む1口当たり 純資産価格の変動額 ^(注2) |
|------------|------------|---|---|
| 2019年5月31日 | 999.35 | 29.30 (2.85%) | 53.32 |

(注) 2019年5月31日の直前の分配落日(2018年11月30日)における1口当たり純資産価格は、975.33南アフリカ・ランドでした。

■投資環境について

○債券市況

米国債券市況は、金利低下しました。期初から世界経済の減速懸念が広がる中、F R B（米国連邦準備制度理事会）による追加利上げが市場のリスク回避姿勢を強めさせた結果、かえって金利は低下基調で推移しました。2019年に入ると世界経済に対する懸念は和らぎましたが、F R Bの金融引き締め姿勢の後退を背景に、金利は低下圧力が強まる展開になりました。また、米中が互いの国の輸出品に対して関税を引き上げたことから米中貿易摩擦の泥沼化が懸念され、市場のリスク回避姿勢が強まったことも金利低下に拍車をかけました。8月以降は、米中通商協議への懸念が和らいだことや英国のEU（欧州連合）離脱期限が延長されたことから、投資家のリスクセンチメントが改善し、金利は低下幅を縮めました。また、7月、9月、10月のF O M C（米国連邦公開市場委員会）で、0.25%ポイントの利下げがそれぞれの会合で実施されたことも金利低下要因となりました。

こうした環境下、米ドル建ておよびユーロ建て社債の多くは、金利が低下しました。世界経済の減速懸念からスプレッド（国債に対する上乗せ金利）は一時拡大しましたが、その後は懸念が後退しF R Bの緩和的なスタンスが好感されたため、縮小圧力が強まる展開になりました。

○短期金利市況

米国では、政策金利が2.00-2.25%から2.25-2.50%に引き上げられたものの、その後は1.50-1.75%まで引き下げられ、短期金利は低下傾向で推移しました。

欧州では、リファイナンス金利が0.00%で維持され、短期金利は横ばいからやや低下傾向で推移しました。ユーロの短期金利は米ドルの短期金利を下回る状況が継続しました。

オーストラリアでは、政策金利が1.50%から0.75%へ引き下げられ、短期金利は低下傾向で推移しました。豪ドルの短期金利は米ドルの短期金利を下回る状況が継続しました。

ニュージーランドでは、政策金利が1.75%から1.00%へ引き下げられ、短期金利は低下傾向で推移しました。ニュージーランド・ドルの短期金利は米ドルの短期金利を下回る状況が継続しました。

南アフリカでは、政策金利が6.50%から5.00%に引き下げられ、短期金利は低下傾向で推移しました。南アフリカ・ランドの短期金利は米ドルの短期金利を上回る状況が継続しました。

■ポートフォリオについて

- ・世界の投資適格債券に投資しました。
- ・発行体別配分、年限構成の決定については、各国の経済情勢や発行体の信用力等を考慮し、投資対象銘柄の決定については、各銘柄の流動性、利回り水準等を考慮しました。
- ・債券ポートフォリオの金利リスクについては、修正デュレーションで3（年）～5（年）程度の範囲でコントロールしました。
- ・各コースの基準通貨建て以外の投資対象資産に対して当該通貨売り／基準通貨買いの為替ヘッジ取引を行いました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券等の組入れはありません。

■今後の運用方針

ファンドは、2019年11月29日に満期償還いたしました。

■費用の明細

| 項 目 | | 項目の概要 | |
|----------------|--|---|--------------------------------------|
| 管理報酬等 | | ファンドの資産から支払われる総報酬は、純資産総額の年率1.34%程度および年間33,600米ドルです。 (注) 受託報酬および管理事務代行報酬ならびに資産保管報酬に最低報酬金額が設定されているため、各コースの純資産総額の合計額によっては、年率1.34%程度を上回ることがあります。 | |
| 内 訳 | 受託報酬および 管理事務代行報酬 | 年率0.1% (最低年間80,000米ドル) | ファンドの受託業務および管理事務代行業務 |
| | 管理報酬 | 年率0.02% | ファンドの資産の運用・管理業務 |
| | 投資運用報酬 | 年率0.4% | ファンドに関する投資運用業務 |
| | 副管理事務代行報酬 | 年間33,600米ドル | ファンドの副管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務 |
| | 資産保管報酬 (最低年間12,000米ドル) ※各市場での保有資産の 評価額に対しての年率 | 年率0.02% (ユーロ市場) | ファンドの資産保管業務 |
| | | 年率0.0125% (アメリカ国内市場) | |
| | 管理会社代行サービス報酬 | 年率0.2% | ファンドの管理会社が行う業務を日本国内において代行する業務 |
| 販売報酬／代行協会員報酬 | 年率0.5%／年率0.1% | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等／ファンド証券の(1口当たりの)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務等 | |
| その他の費用・手数料(当期) | | 0.26% | 弁護士報酬、監査人報酬等 |

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率または金額を記しています。「その他の費用・手数料(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、その他の費用・手数料(当期)の金額をファンドの当期末の純資産総額(本書に記載される各コースの純資産総額を米ドル換算した合計額)で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅲ. 直近10期の運用実績

1. 純資産の推移

下記会計年度末および第11会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

米ドル・コース

| | 純資産総額 | | 1口当たりの純資産価格 | |
|---------------------------|--------|-------|-------------|--------|
| | 千米ドル | 百万円 | 米ドル | 円 |
| 第2会計年度末 (2010年11月末日) | 17,784 | 1,935 | 100.18 | 10,903 |
| 第3会計年度末 (2011年11月末日) | 19,985 | 2,175 | 97.21 | 10,579 |
| 第4会計年度末 (2012年11月末日) | 18,979 | 2,065 | 100.32 | 10,918 |
| 第5会計年度末 (2013年11月末日) | 21,766 | 2,369 | 99.84 | 10,866 |
| 第6会計年度末 (2014年11月末日) | 22,431 | 2,441 | 101.51 | 11,047 |
| 第7会計年度末 (2015年11月末日) | 18,919 | 2,059 | 99.72 | 10,853 |
| 第8会計年度末 (2016年11月末日) | 16,751 | 1,823 | 99.98 | 10,881 |
| 第9会計年度末 (2017年11月末日) | 13,025 | 1,418 | 99.99 | 10,882 |
| 第10会計年度末 (2018年11月末日) | 11,032 | 1,201 | 97.36 | 10,596 |
| 第11会計年度末 (2019年11月29日) | 7,221 | 786 | 102.38 | 11,142 |
| 2018年12月末日 | 10,758 | 1,171 | 97.65 | 10,627 |
| 2019年1月末日 | 10,764 | 1,171 | 98.68 | 10,739 |
| 2月末日 | 10,638 | 1,158 | 99.08 | 10,783 |
| 3月末日 | 10,564 | 1,150 | 100.02 | 10,885 |
| 4月末日 | 10,544 | 1,148 | 100.42 | 10,929 |
| 5月末日 | 10,371 | 1,129 | 99.90 | 10,872 |
| 6月末日 | 9,927 | 1,080 | 101.10 | 11,003 |
| 7月末日 | 9,863 | 1,073 | 101.66 | 11,064 |
| 8月末日 | 9,939 | 1,082 | 102.66 | 11,172 |
| 9月末日 | 9,872 | 1,074 | 102.13 | 11,115 |
| 10月末日 | 8,752 | 952 | 102.23 | 11,126 |
| 11月29日 | 7,221 | 786 | 102.38 | 11,142 |

(注) 米ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドルおよび南アフリカ・ランドの円換算は、便宜上、2020年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.83円、1豪ドル=66.09円、1ニュージーランド・ドル=64.76円および1南アフリカ・ランド=6.05円）によります。以下同じです。

豪ドル・コース

| | 純資産総額 | | 1口当たりの純資産価格 | |
|---------------------------|--------|-------|-------------|-------|
| | 千豪ドル | 百万円 | 豪ドル | 円 |
| 第2会計年度末 (2010年11月末日) | 17,593 | 1,163 | 100.23 | 6,624 |
| 第3会計年度末 (2011年11月末日) | 23,591 | 1,559 | 97.56 | 6,448 |
| 第4会計年度末 (2012年11月末日) | 27,293 | 1,804 | 100.40 | 6,635 |
| 第5会計年度末 (2013年11月末日) | 23,177 | 1,532 | 100.97 | 6,673 |
| 第6会計年度末 (2014年11月末日) | 21,389 | 1,414 | 102.90 | 6,801 |
| 第7会計年度末 (2015年11月末日) | 20,848 | 1,378 | 99.79 | 6,595 |
| 第8会計年度末 (2016年11月末日) | 20,311 | 1,342 | 99.93 | 6,604 |
| 第9会計年度末 (2017年11月末日) | 15,906 | 1,051 | 100.05 | 6,612 |
| 第10会計年度末 (2018年11月末日) | 14,074 | 930 | 97.44 | 6,440 |
| 第11会計年度末 (2019年11月29日) | 8,743 | 578 | 101.72 | 6,723 |
| 2018年12月末日 | 14,064 | 929 | 97.67 | 6,455 |
| 2019年1月末日 | 13,945 | 922 | 98.64 | 6,519 |
| 2月末日 | 13,973 | 923 | 98.98 | 6,542 |
| 3月末日 | 13,857 | 916 | 99.87 | 6,600 |
| 4月末日 | 13,771 | 910 | 100.23 | 6,624 |
| 5月末日 | 13,653 | 902 | 99.92 | 6,604 |
| 6月末日 | 13,620 | 900 | 101.03 | 6,677 |
| 7月末日 | 12,679 | 838 | 101.48 | 6,707 |
| 8月末日 | 12,604 | 833 | 102.37 | 6,766 |
| 9月末日 | 12,450 | 823 | 101.76 | 6,725 |
| 10月末日 | 11,563 | 764 | 101.72 | 6,723 |
| 11月29日 | 8,743 | 578 | 101.72 | 6,723 |

NZドル・コース

| | 純資産総額 | | 1口当たりの純資産価格 | |
|---------------------------|--------------|-------|-------------|-------|
| | 千ニュージーランド・ドル | 百万円 | ニュージーランド・ドル | 円 |
| 第2会計年度末 (2010年11月末日) | 21,884 | 1,417 | 100.15 | 6,486 |
| 第3会計年度末 (2011年11月末日) | 22,722 | 1,471 | 97.30 | 6,301 |
| 第4会計年度末 (2012年11月末日) | 20,675 | 1,339 | 100.39 | 6,501 |
| 第5会計年度末 (2013年11月末日) | 17,070 | 1,105 | 100.96 | 6,538 |
| 第6会計年度末 (2014年11月末日) | 15,081 | 977 | 103.32 | 6,691 |
| 第7会計年度末 (2015年11月末日) | 12,412 | 804 | 99.74 | 6,459 |
| 第8会計年度末 (2016年11月末日) | 11,795 | 764 | 100.00 | 6,476 |
| 第9会計年度末 (2017年11月末日) | 9,348 | 605 | 99.98 | 6,475 |
| 第10会計年度末 (2018年11月末日) | 7,714 | 500 | 97.72 | 6,328 |
| 第11会計年度末 (2019年11月29日) | 5,285 | 342 | 102.04 | 6,608 |
| 2018年12月末日 | 7,523 | 487 | 97.95 | 6,343 |
| 2019年1月末日 | 7,576 | 491 | 98.94 | 6,407 |
| 2月末日 | 7,591 | 492 | 99.26 | 6,428 |
| 3月末日 | 7,657 | 496 | 100.13 | 6,484 |
| 4月末日 | 7,681 | 497 | 100.46 | 6,506 |
| 5月末日 | 7,608 | 493 | 100.15 | 6,486 |
| 6月末日 | 7,662 | 496 | 101.31 | 6,561 |
| 7月末日 | 7,519 | 487 | 101.76 | 6,590 |
| 8月末日 | 7,567 | 490 | 102.67 | 6,649 |
| 9月末日 | 7,520 | 487 | 102.03 | 6,607 |
| 10月末日 | 6,770 | 438 | 102.02 | 6,607 |
| 11月29日 | 5,285 | 342 | 102.04 | 6,608 |

南アフリカ・ランド・コース

| | 純資産総額 | | 1口当たりの純資産価格 | |
|---------------------------|------------|-------|-------------|-------|
| | 千南アフリカ・ランド | 百万円 | 南アフリカ・ランド | 円 |
| 第2会計年度末 (2010年11月末日) | 171,693 | 1,039 | 1,001.57 | 6,059 |
| 第3会計年度末 (2011年11月末日) | 251,761 | 1,523 | 973.40 | 5,889 |
| 第4会計年度末 (2012年11月末日) | 187,117 | 1,132 | 1,004.08 | 6,075 |
| 第5会計年度末 (2013年11月末日) | 156,390 | 946 | 1,021.13 | 6,178 |
| 第6会計年度末 (2014年11月末日) | 129,907 | 786 | 1,046.26 | 6,330 |
| 第7会計年度末 (2015年11月末日) | 96,578 | 584 | 1,000.08 | 6,050 |
| 第8会計年度末 (2016年11月末日) | 72,063 | 436 | 1,001.02 | 6,056 |
| 第9会計年度末 (2017年11月末日) | 68,098 | 412 | 1,000.85 | 6,055 |
| 第10会計年度末 (2018年11月末日) | 57,027 | 345 | 975.33 | 5,901 |
| 第11会計年度末 (2019年11月29日) | 32,676 | 198 | 1,047.94 | 6,340 |
| 2018年12月末日 | 56,276 | 340 | 981.24 | 5,937 |
| 2019年1月末日 | 56,336 | 341 | 995.47 | 6,023 |
| 2月末日 | 55,049 | 333 | 1,002.50 | 6,065 |
| 3月末日 | 55,655 | 337 | 1,015.48 | 6,144 |
| 4月末日 | 55,969 | 339 | 1,022.51 | 6,186 |
| 5月末日 | 54,438 | 329 | 999.35 | 6,046 |
| 6月末日 | 55,257 | 334 | 1,014.93 | 6,140 |
| 7月末日 | 52,976 | 321 | 1,024.21 | 6,196 |
| 8月末日 | 53,322 | 323 | 1,039.00 | 6,286 |
| 9月末日 | 52,865 | 320 | 1,037.44 | 6,277 |
| 10月末日 | 47,526 | 288 | 1,042.67 | 6,308 |
| 11月29日 | 32,676 | 198 | 1,047.94 | 6,340 |

2. 分配の推移

米ドル・コース

| | 1口当たりの分配金 | |
|---------|-----------|--------|
| | 米ドル | 円 |
| 第2会計年度 | 4.50 | 489.74 |
| 第3会計年度 | 1.30 | 141.48 |
| 第4会計年度 | 6.30 | 685.63 |
| 第5会計年度 | 0.70 | 76.18 |
| 第6会計年度 | 1.50 | 163.25 |
| 第7会計年度 | 1.50 | 163.25 |
| 第8会計年度 | 0.80 | 87.06 |
| 第9会計年度 | 1.30 | 141.48 |
| 第10会計年度 | 1.20 | 130.60 |
| 第11会計年度 | 0.70 | 76.18 |

豪ドル・コース

| | 1口当たりの分配金 | |
|---------|-----------|--------|
| | 豪ドル | 円 |
| 第2会計年度 | 8.40 | 555.16 |
| 第3会計年度 | 5.60 | 370.10 |
| 第4会計年度 | 9.90 | 654.29 |
| 第5会計年度 | 2.10 | 138.79 |
| 第6会計年度 | 3.70 | 244.53 |
| 第7会計年度 | 5.00 | 330.45 |
| 第8会計年度 | 2.20 | 145.40 |
| 第9会計年度 | 1.80 | 118.96 |
| 第10会計年度 | 1.10 | 72.70 |
| 第11会計年度 | 0.40 | 26.44 |

NZドル・コース

| | 1口当たりの分配金 | |
|---------|-------------|--------|
| | ニュージーランド・ドル | 円 |
| 第2会計年度 | 7.30 | 472.75 |
| 第3会計年度 | 3.80 | 246.09 |
| 第4会計年度 | 8.30 | 537.51 |
| 第5会計年度 | 1.90 | 123.04 |
| 第6会計年度 | 3.80 | 246.09 |
| 第7会計年度 | 6.40 | 414.46 |
| 第8会計年度 | 2.60 | 168.38 |
| 第9会計年度 | 2.20 | 142.47 |
| 第10会計年度 | 1.00 | 64.76 |
| 第11会計年度 | 0.40 | 25.90 |

南アフリカ・ランド・コース

| | 1口当たりの分配金 | |
|---------|-----------|--------|
| | 南アフリカ・ランド | 円 |
| 第2会計年度 | 107.00 | 647.35 |
| 第3会計年度 | 64.90 | 392.65 |
| 第4会計年度 | 110.90 | 670.95 |
| 第5会計年度 | 34.40 | 208.12 |
| 第6会計年度 | 64.80 | 392.04 |
| 第7会計年度 | 106.70 | 645.54 |
| 第8会計年度 | 81.10 | 490.66 |
| 第9会計年度 | 77.20 | 467.06 |
| 第10会計年度 | 60.90 | 368.45 |
| 第11会計年度 | 29.30 | 177.27 |

3. 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

米ドル・コース

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---------|--------------------|--------------------|----------------------|
| 第2会計年度 | 58,103 (58,103) | 14,666 (14,666) | 177,521 (177,521) |
| 第3会計年度 | 74,559 (74,559) | 46,506 (46,506) | 205,574 (205,574) |
| 第4会計年度 | 80,598 (80,598) | 96,999 (96,999) | 189,173 (189,173) |
| 第5会計年度 | 63,644 (63,644) | 34,806 (34,806) | 218,011 (218,011) |
| 第6会計年度 | 63,346 (63,346) | 60,388 (60,388) | 220,969 (220,969) |
| 第7会計年度 | 46,079 (46,079) | 77,328 (77,328) | 189,720 (189,720) |
| 第8会計年度 | 41,449 (41,449) | 63,629 (63,629) | 167,540 (167,540) |
| 第9会計年度 | 4,776 (4,776) | 42,056 (42,056) | 130,260 (130,260) |
| 第10会計年度 | 2,061 (2,061) | 19,007 (19,007) | 113,314 (113,314) |
| 第11会計年度 | 0 (0) | 42,782 (42,782) | 70,532 (70,532) |

豪ドル・コース

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第2会計年度 | 92,688 (92,688) | 34,194 (34,194) | 175,522 (175,522) |
| 第3会計年度 | 116,995 (116,995) | 50,710 (50,710) | 241,807 (241,807) |
| 第4会計年度 | 184,377 (184,377) | 154,343 (154,343) | 271,841 (271,841) |
| 第5会計年度 | 44,809 (44,809) | 87,101 (87,101) | 229,549 (229,549) |
| 第6会計年度 | 18,853 (18,853) | 40,544 (40,544) | 207,858 (207,858) |
| 第7会計年度 | 18,461 (18,461) | 17,398 (17,398) | 208,921 (208,921) |
| 第8会計年度 | 30,605 (30,605) | 36,263 (36,263) | 203,263 (203,263) |
| 第9会計年度 | 2,406 (2,406) | 46,692 (46,692) | 158,977 (158,977) |
| 第10会計年度 | 1,520 (1,520) | 16,051 (16,051) | 144,446 (144,446) |
| 第11会計年度 | 285 (285) | 58,784 (58,784) | 85,947 (85,947) |

NZドル・コース

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---------|----------------------|--------------------|----------------------|
| 第2会計年度 | 100,398 (100,398) | 36,500 (36,500) | 218,507 (218,507) |
| 第3会計年度 | 78,327 (78,327) | 63,308 (63,308) | 233,526 (233,526) |
| 第4会計年度 | 61,353 (61,353) | 88,920 (88,920) | 205,959 (205,959) |
| 第5会計年度 | 38,650 (38,650) | 75,543 (75,543) | 169,066 (169,066) |
| 第6会計年度 | 2,682 (2,682) | 25,773 (25,773) | 145,975 (145,975) |
| 第7会計年度 | 9,092 (9,092) | 30,629 (30,629) | 124,438 (124,438) |
| 第8会計年度 | 13,270 (13,270) | 19,763 (19,763) | 117,945 (117,945) |
| 第9会計年度 | 1,040 (1,040) | 25,491 (25,491) | 93,494 (93,494) |
| 第10会計年度 | 2,738 (2,738) | 17,295 (17,295) | 78,937 (78,937) |
| 第11会計年度 | 0 (0) | 27,141 (27,141) | 51,796 (51,796) |

南アフリカ・ランド・コース

| | 販売口数 | 買戻口数 | 発行済口数 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 第2会計年度 | 82,234 (82,234) | 39,229 (39,229) | 171,424 (171,424) |
| 第3会計年度 | 141,166 (141,166) | 53,949 (53,949) | 258,641 (258,641) |
| 第4会計年度 | 60,470 (60,470) | 132,755 (132,755) | 186,356 (186,356) |
| 第5会計年度 | 20,872 (20,872) | 54,074 (54,074) | 153,154 (153,154) |
| 第6会計年度 | 5,365 (5,365) | 34,356 (34,356) | 124,163 (124,163) |
| 第7会計年度 | 2,867 (2,867) | 30,459 (30,459) | 96,571 (96,571) |
| 第8会計年度 | 1,702 (1,702) | 26,284 (26,284) | 71,989 (71,989) |
| 第9会計年度 | 3,290 (3,290) | 7,239 (7,239) | 68,040 (68,040) |
| 第10会計年度 | 1,181 (1,181) | 10,752 (10,752) | 58,469 (58,469) |
| 第11会計年度 | 0 (0) | 27,288 (27,288) | 31,181 (31,181) |

(注1) 括弧内の数字は、本邦内における販売口数、買戻口数および発行済口数を表します。

(注2) 第11会計年度の数値は、最終公表純資産価格の算出に用いた数値を記載しているため、財務書類に記載の数値とは異なります。

IV. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みません。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドル、豪ドル、ニュージーランド・ドルまたは南アフリカ・ランドで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年3月31日現在における対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=108.83円、1豪ドル=66.09円、1ニュージーランド・ドル=64.76円および1南アフリカ・ランド=6.05円）で換算されています。なお、1円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

ダイワ・ファンド・シリーズのサブ・ファンドであるダイワ世界投資適格債券ファンドー通貨ポケットの受託会社である BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド

監査意見

我々の意見では、財務書類は、財務報告基準（FRS）第 102 号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」を含む、財務報告評議会が発行しかつアイルランドの勅許会計士協会が公表した会計基準に準拠して、2019 年 11 月 29 日（終了日）時点のダイワ世界投資適格債券ファンドー通貨ポケット（ダイワ・ファンド・シリーズのサブ・ファンド）（以下「ファンド」といいます。）の財政状態、2018 年 12 月 1 日から 2019 年 11 月 29 日（終了日）までの期間の経営成績について、すべての重要な点において適正に表示していると認めます。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成されます。

- ・ 2019 年 11 月 29 日現在の財政状態計算書
- ・ 2018 年 12 月 1 日から 2019 年 11 月 29 日（終了日）までの期間の包括利益計算書
- ・ 2018 年 12 月 1 日から 2019 年 11 月 29 日（終了日）までの期間の償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（ISAs）に準拠して監査を行いました。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されています。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（IESBA 規定）に従ってファンドから独立した立場にあります。我々は IESBA 規定に従って他の倫理的な義務も果たしています。

強調事項

我々は、2019 年 11 月 29 日付で受益者がすべての受益証券を買戻すことを選択し、同日付でファンドの運用が終了することを記載した財務書類の注記 1 に留意します。したがって、当財務書類は、清算会計基準を用いて作成されています。当該事項は、監査意見に影響を及ぼすものではありません。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、財務報告基準（FRS）第 102 号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」を含む、財務報告評議会が発行しかつアイルランドの勅許会計士協会が公表した会計基準に準拠して財務書類を作成し公正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽の表示のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負います。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、ISAs に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされます。

ISAs に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・ 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高くなります。
- ・ ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。
- ・ 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ 経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、当報告書の目付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としての BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はありません。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関しても、または本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても責任を受け入れず、また引き受けません。

プライスウォーターハウスクーパーズ
2020 年 4 月 8 日



Independent Auditor's Report

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa Global Investment Grade Bond Fund - The Pocket of Currency

Our opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Daiwa Global Investment Grade Bond Fund - The Pocket of Currency (a series trust of Daiwa Fund Series) (the Series Trust) as at 29 November 2019, and its financial performance for the period from 1 December 2018 to 29 November 2019 (cessation of operations) in accordance with accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland, including Financial Reporting Standard (FRS) 102 "the Financial Report Standard applicable in the United Kingdom and the Republic of Ireland".

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 29 November 2019;
- the statement of comprehensive income for the period from 1 December 2018 to 29 November 2019 (cessation of operations);
- the statement of changes in net assets attributable to holders of redeemable participating units for the period from 1 December 2018 to 29 November 2019 (cessation of operations); and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Emphasis of Matter

We draw attention to Note 1 of the financial statements, which states that the unitholder elected to redeem all of its units and that the Series Trust ceased operations on November 29, 2019. These financial statements have therefore been prepared using a termination basis of accounting. Our opinion is not modified in respect of this matter.

PricewaterhouseCoopers, 18 Forum Lane, Camana Bay, P.O. Box 258, Grand Cayman, Cayman Islands, KY1-1104, T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky



Independent Auditor's Report (continued)

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa Global Investment Grade Bond Fund - The Pocket of Currency

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland, including Financial Reporting Standard (FRS) 102 "the Financial Report Standard applicable in the United Kingdom and the Republic of Ireland", and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:



Independent Auditor's Report (continued)

To BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Daiwa Global Investment Grade Bond Fund - The Pocket of Currency

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for BNY Mellon Fund Management (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

A handwritten signature in dark ink that reads "PricewaterhouseCoopers". The signature is written in a cursive, flowing style.

8 April 2020

(1) 貸借対照表

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ世界投資適格債券ファンドー通貨ポケットー
2019年11月29日（終了日）現在の償還報告書および償還財務書類

財政状態計算書

| | 注記 | 2019年11月29日 (終了日) | | | | 2018年11月30日 | |
|---|---------|-----------------------|---------------------------|---------------------|---|-------------------------|---|
| | | 米ドル | 円 | 米ドル | 円 | 米ドル | 円 |
| 資産 | | | | | | | |
| 現金および現金同等物 | 3. 3, 5 | 19, 521, 672 | 2, 124, 543, 564 | 1, 750, 976 | | 190, 558, 718 | |
| 損益を通じて公正価値評価される | | | | | | | |
| 金融資産 | 8, 9 | 14, 402 | 1, 567, 370 | 29, 345, 935 | | 3, 193, 718, 106 | |
| 未収利息 | 3. 5 | - | - | 211, 779 | | 23, 047, 909 | |
| 資産合計 | | <u>19, 536, 074</u> | <u>2, 126, 110, 933</u> | <u>31, 308, 690</u> | | <u>3, 407, 324, 733</u> | |
| 負債 | | | | | | | |
| 損益を通じて公正価値評価される | | | | | | | |
| 金融負債 | 8, 9 | (29, 136) | (3, 170, 871) | (817) | | (88, 914) | |
| 未払資本受益証券 | 3. 4 | (19, 427, 030) | (2, 114, 243, 675) | (149, 440) | | (16, 263, 555) | |
| 未払分配金 | 3. 10 | - | - | (296, 639) | | (32, 283, 222) | |
| 未払費用 | 3. 6 | (79, 908) | (8, 696, 388) | (140, 315) | | (15, 270, 481) | |
| 負債合計（償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産を除く） | | <u>(19, 536, 074)</u> | <u>(2, 126, 110, 933)</u> | <u>(587, 211)</u> | | <u>(63, 906, 173)</u> | |
| 償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産 | | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>30, 721, 479</u> | | <u>3, 343, 418, 560</u> | |
| 米ドル・コース発行済受益証券口数 | 6 | -口 | | 113, 314口 | | | |
| 豪ドル・コース発行済受益証券口数 | 6 | -口 | | 144, 446口 | | | |
| NZドル・コース発行済受益証券口数 | 6 | -口 | | 78, 937口 | | | |
| 南アフリカ・ランド・コース発行済受益証券口数 | 6 | -口 | | 58, 469口 | | | |
| 米ドル・コース償還可能参加型受益証券1口当たり純資産価格 | 6 | -米ドル | - | 97.36米ドル | | 10, 596 | |
| 豪ドル・コース償還可能参加型受益証券1口当たり純資産価格 | 6 | -豪ドル | - | 97.44豪ドル | | 6, 440 | |
| NZドル・コース償還可能参加型受益証券1口当たり純資産価格 | 6 | -ニュージーランド・ドル | - | 97.72ニュージーランド・ドル | | 6, 328 | |
| 南アフリカ・ランド・コース償還可能参加型受益証券1口当たり純資産価格 | 6 | -南アフリカ・ランド | - | 975.33南アフリカ・ランド | | 5, 901 | |

添付の注記は当該財務書類と不可分なものです。

ヴァインセント・テルニエー ジェネラル・マネージャー
BNYメロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドを代表して
ダイワ・ファンド・シリーズダイワ世界投資適格債券ファンドー通貨ポケットーの受託会社

日付：2020年4月8日

(2) 損益計算書

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ世界投資適格債券ファンドー通貨ポケットー
2019年11月29日（終了日）に終了した会計期間の償還報告書および償還財務書類

包括利益計算書

| 注記 | 2018年12月1日から 2019年11月29日（終了日） までの会計期間 | | 2018年11月30日に終了した 会計年度 | | |
|---|---|--------------------|--------------------------|-------------------|-----------------------|
| | 米ドル | 円 | 米ドル | 円 | |
| 収益 | | | | | |
| 債券利息収入 | 3, 5 | 544, 147 | 59, 219, 518 | 790, 902 | 86, 073, 865 |
| 銀行利息収入 | 3, 5 | 9, 931 | 1, 080, 791 | - | - |
| 損益を通じて公正価値評価される 金融資産および負債に係る純利益／ （損失） | 3, 8, 10 | 1, 394, 987 | 151, 816, 435 | (469, 225) | (51, 065, 757) |
| 利益合計 | | <u>1, 949, 065</u> | <u>212, 116, 744</u> | <u>321, 677</u> | <u>35, 008, 108</u> |
| 営業費用 | | | | | |
| 受託報酬および管理事務代行報酬 | 4 | (79, 559) | (8, 658, 406) | (80, 183) | (8, 726, 316) |
| 管理報酬 | 4 | (5, 545) | (603, 462) | (6, 843) | (744, 724) |
| 投資運用報酬 | 4 | (111, 039) | (12, 084, 374) | (136, 919) | (14, 900, 895) |
| 副管理事務代行報酬 | 4 | (38, 680) | (4, 209, 544) | (35, 567) | (3, 870, 757) |
| 資産保管報酬 | 4 | (17, 265) | (1, 878, 950) | (15, 291) | (1, 664, 120) |
| 管理会社代行サービス報酬 | 4 | (55, 444) | (6, 033, 971) | (68, 436) | (7, 447, 890) |
| 販売報酬 | 4 | (138, 613) | (15, 085, 253) | (171, 090) | (18, 619, 725) |
| 代行協会員報酬 | 4 | (27, 722) | (3, 016, 985) | (34, 218) | (3, 723, 945) |
| 監査報酬 | | (16, 350) | (1, 779, 371) | (23, 012) | (2, 504, 396) |
| 弁護士報酬 | 4 | (18, 323) | (1, 994, 092) | (17, 676) | (1, 923, 679) |
| その他の手数料等 | | 13, 512 | 1, 470, 511 | (34, 275) | (3, 730, 148) |
| 営業費用合計 | | <u>(495, 028)</u> | <u>(53, 873, 897)</u> | <u>(623, 510)</u> | <u>(67, 856, 593)</u> |
| 純利益／（損失） | | 1, 454, 037 | 158, 242, 847 | (301, 833) | (32, 848, 485) |
| 分配金 | 14 | (239, 985) | (26, 117, 568) | (596, 808) | (64, 950, 615) |
| | | <u>(239, 985)</u> | <u>(26, 117, 568)</u> | <u>(596, 808)</u> | <u>(64, 950, 615)</u> |
| 営業活動による償還可能参加型受益 証券保有者に帰属する純資産の増加／ （減少）額 | | <u>1, 214, 052</u> | <u>132, 125, 279</u> | <u>(898, 641)</u> | <u>(97, 799, 100)</u> |

添付の注記は当該財務書類と不可分なものです。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ世界投資適格債券ファンドー通貨ポケットー
2019年11月29日（終了日）に終了した会計期間の償還報告書および償還財務書類

償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

| 注記 | 2018年12月1日から 2019年11月29日（終了日） までの会計期間 | | 2018年11月30日に終了した 会計年度 | |
|--|---|---------------------|--------------------------|----------------------|
| | 米ドル | 円 | 米ドル | 円 |
| 償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産期首残高 | 30,721,479 | 3,343,418,560 | 36,506,578 | 3,973,010,884 |
| 営業活動による償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の増加／（減少）額 | 1,214,052 | 132,125,279 | (898,641) | (97,799,100) |
| 受益証券の取引 | | | | |
| 償還可能参加型受益証券の発行 | 6 | 20,015 | 2,178,232 | 587,108 |
| 償還可能参加型受益証券の買戻し | 6 | (31,740,118) | (3,454,277,042) | (581,436,464) |
| 平準化 | 3.12 | (215,428) | (23,445,029) | (130,954) |
| 受益証券の取引による純資産の純減少額 | | <u>(31,935,531)</u> | <u>(3,475,543,839)</u> | <u>(4,886,458)</u> |
| 償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産期末残高 | | <u>-</u> | <u>30,721,479</u> | <u>3,343,418,560</u> |

添付の注記は当該財務書類と不可分なものです。

ダイワ・ファンド・シリーズ
ダイワ世界投資適格債券ファンドー通貨ポケット

2019年11月29日（終了日）に終了した会計期間の償還報告書および償還財務書類
財務書類に対する注記

1. ファンドの終了

受益者は、2019年11月29日（終了日）付でダイワ世界投資適格債券ファンドー通貨ポケットのすべての受益証券を買戻すことを選択しました。その結果、2019年11月29日（終了日）付でファンドの運用が終了し、当財務書類は清算会計基準で作成されています。ファンドは、すべての負債が清算された時点で終了します。清算会計基準は、すべての資産を正味実現可能価額で計上し、清算費用を見越し計上することを要求しています。

2. 組織

ダイワ・ファンド・シリーズ（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島法に基づき、2008年10月20日付の信託宣言（以下「信託証書」といいます。）により設立されたオープン・エンド型のアンブレラ投資信託です。ダイワ世界投資適格債券ファンドー通貨ポケット（以下「ファンド」といいます。）は、2009年8月28日に設立され、信託証書に準拠して設定された別々のコースのトラストの受益証券で構成され、トラストのサブ・ファンドを形成しています。当トラストはケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂）に基づき、ミューチュアル・ファンドとして登録され、かかる法律に準拠して規制されています。

管理会社は、2019年11月29日付でファンドを終了させることを決定し、それに伴い、2019年11月29日（終了日）に終了した会計期間の当監査済償還財務書類は、清算会計基準で表示されています。

トラストはアンブレラ型投資信託として設立されました。別のポートフォリオまたはファンドを創設、設定することができ、当該ファンドに帰属する資産および負債が適用されることになっていました。各ファンドに専属して関係する受益証券が発行されました。各ファンドに固有の詳細については、目論見書の個別の添付資料に記載されていました。

信託証書は、ケイマン諸島法により規制されています。すべての受益証券保有者は、信託証書およびそれに付随する信託証書の条項による利益を受ける権利があり、かかる信託証書に対する義務があり、またかかる信託証書から通知を受け取るものとみなされました。(a) 目論見書およびファンドに関連した該当する添付資料の条項、および (b) 信託証書およびかかるファンドに関連する付随する信託証書との間に矛盾が生じた場合は、後者の文書の条項が優先されました。

ファンドは米ドル建てでした。受益証券の各コースは以下のような通貨建てでした（受益証券の該当するコースのコース基準通貨）。米ドル・コース受益証券は米ドル建て、豪ドル・コース受益証券は豪ドル建て、NZドル・コース受益証券はニュージーランド・ドル建て、および南アフリカ・ランド・コース受益証券は南アフリカ・ランド建てでした。

ファンドの投資目的は、主として、取得の時点においてS&Pグローバル・レーティングよりA-以上、またはムーディーズよりA3以上の長期格付を付与された債券に投資することにより、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことでした。

投資の発行体は、通常、企業、各国政府、政府系機関、州、地方自治体、国際機関、または(i) 発行体が短期格付を取得していない場合は、取得の時点においてムーディーズよりA3以上、またはS&Pグローバル・レーティングよりA-以上の長期格付を付与された、ないしは(ii) 発行体が格付を取得していない場合は、投資運用会社の意見において、上記で設定した投資適格と同等のグレードであるその他の発行体で構成されていました。

ファンドは為替先渡契約またはその他の金融商品を含む取引を行うことがありました。ファンドは、米ドル通貨以外のコースにかかる原証券を売買するために為替先渡契約に投資していました。

ファンドはさらに、短期債券およびマネーマーケット商品（コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金など）、為替先渡契約、通貨または金利スワップ、レポ契約およびリバースレポ契約、その他の証券および定期預金を含むがこれに限らない投資商品に投資することがありました。

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）は管理会社であり、信託証書に基づき、ファンドの各コースの資産の投資および再投資の運用、ファンドの各コースに関して資金借入れの実行およびファンドの各コースの受益証券の発行および買戻しに対する責務があります。

ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドは投資運用会社であり、ファンドの各コースの資産の投資および再投資の運用に対する責務があります。

BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドは受託会社であり、管理および現地当局への法令遵守などの業務事項に対する責務があり、またファンドが統括文書を遵守しているか監視しています。受託会社は、トラストの管理を、副管理事務代行会社であるBNY メロン・ファンド・サービスイズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーに委託しています。

BNY メロン・ファンド・サービスイズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーは、受託会社との業務提供契約に従ったファンドの副管理事務代行会社であり、ファンドの日々の管理を実施しています。

3. 重要な会計方針

3.1 作成の基礎

管理会社は、2019年11月29日付でファンドを終了させることを決定し、それに伴い、2019年11月29日（終了日）に終了した会計期間の当監査済償還財務書類は、清算会計基準で表示されています。ファンドは、投資有価証券を公正価値で測定しており、公正価値を表示する償却原価においてごく短期の未取金および未払金を有しているのみであり、重要な差異はありません。

2019年11月29日に終了した会計期間の当監査済償還財務書類は、財務報告評議会によって発表され、財務報告基準（以下「FRS」といいます。）第102号「英国およびアイルランド共和国において適用可能な財務報告基準」（アイルランドにおいて一般に認められている会計基準）を含むアイルランド勅許会計士協会によって発表された会計基準に準拠して作成されています。

ファンドは、FRS第102号の第7項に基づき、流動性が高く、かつ公正価値で評価される投資有価証券が保有割合の大部分を占めるオープン・エンド型投資ファンドに適用される免除規定を採用し、キャッシュ・フロー計算書を作成していません。

財務書類の作成には、一定の重大な会計見積りの使用が要求されます。また、ファンドの会計方針を適用する過程において、経営陣が判断を行使することも要求されます。かかる見積りならびに付随する判断は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる複数のその他の要因に基づくものであり、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額についての判断を行う基礎となります。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。経営陣は、将来に関する見積りおよび仮定を行います。本質的に、会計上の見積りが実際の結果と等しくなることは滅多にありません。

3.2 損益を通じて公正価値評価される金融商品

損益を通じて公正価値評価されるものとして分類されたすべての商品は、公正価値で評価され、公正価値の変動は包括利益計算書に認識されました。投資の売買は、取引日ベース、つまりファンドが当該資産の購入または売却を確約した日に認識されました。

ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が喪失した場合、または金融資産を譲渡した場合で当該譲渡がアイルランドにおいて一般に認められている会計基準に準拠して認識の中止の条件を満たしている場合に、金融資産の認識を中止しました。金融負債は、契約上定められた義務が解除、取消または

失効した場合に、認識を中止します。

3.3 現金および現金同等物

現金および現金同等物は、適用ある場合、関連する営業日の関連評価時点における経過利息を含め、額面価格で評価されました。現金同等物には、銀行通知預金および活発な市場における当初満期が3日以内のその他の短期投資有価証券を含みます。

3.4 未収資本受益証券および未払資本受益証券

未収資本受益証券および未払資本受益証券は、契約済みであるものの、会計期間末までに受渡しが済んでいない受益証券の発行に係る未収金および受益証券の買戻しに係る未払金を表します。（会計期間末時点の純資産に基づく）会計期間末以降に支払われた買戻しおよび発行は、2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日現在の財政状態計算書の未収資本受益証券および未払資本受益証券に反映されます。

3.5 利息収益／未収利息

銀行預金の受取利息および債券利息収入は実効金利法で会計処理されます。ファンドに対する利息収益は、財政状態計算書の未収利息に計上されます。

3.6 費用

信託証書の規定に従い、費用は発生主義に基づいて収益に対し計上されました。

3.7 投資

FRS第102号により、報告事業体は、その金融商品を計上する際に、a) 基本的金融商品およびその他の金融商品に関するFRS第102号の全要件、b) IAS第39号「金融商品：認識および測定」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS第102号の開示要件のみ、またはc) IFRS第9号「金融商品」の規定の認識および測定、IAS第39号（IFRS第9号に改訂済み）ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS第102号の開示要件のみ、のいずれかを適用することを要求されます。ファンドは、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS第102号の開示要件のみの実施を選択しています。

上場

取引されている投資商品の公正価値は、財政状態計算書日の公表相場価格に基づきました。投資商品は、仲値で評価されました。トラストが保有する金融資産に使用される公表相場価格とは、トラストの評価方針に従った午後4時（グリニッジ標準時間）時点のものでした。

上場しているが、理由があってその市場での価格が入手できない投資商品の場合、その価値は実現可能な見込金額とされ、当該価値は管理会社により任命され、また受託会社により当該目的のために承認された適切な人物によって慎重かつ誠実に見積られなければなりませんでした。

非上場

非上場証券は独立した第三者によって提供された情報に基づき値付けされ、また管理会社により任命され、また受託会社により当該目的のために承認された適切な人物によって慎重かつ誠実に見積られなければなりませんでした。許可を受けた証券取引所または証券取引所で取引されていない金融商品に関してはブローカー・ディーラーから時価を入手できない場合、当該商品の公正価値は、直近の独立第三者間の市場取引、実質的に同じである別の商品の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー手法、オプション・プライシング・モデルまたは実際の市場取引から入手した価格の信頼できる見積りを提供するその他の評価手法を含む評価手法を使用して見積られました。

3.8 実現および未実現損益

当会計期間中に発生したすべての実現および未実現損益は包括利益計算書に含まれ、当会計期間中の営業活動による償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産の増加を表しています。信託証書に準拠して、投資に係る純実現および未実現利益は分配されません。

3.9 償還可能参加型受益証券

ファンドは受益証券保有者の選択で償還可能である償還可能受益証券を発行し、負債として分類していました。

3.10 償還可能受益証券保有者への分配

受託会社は、管理会社が決定するとおり当該金額（もしあれば）の分配を実施するための裁量権を留保しており、その場合には、分配はまず利益から支払われ、その後ファンドの資本から支払われることになります。2019年11月29日に終了した会計期間において、239,985米ドルの分配金がありました（2018年11月30日に終了した会計年度：596,808米ドル）。

3.11 機能通貨および表示通貨

ファンドの機能通貨は米ドルであり、それはファンドの投資商品の大半が米ドル建てであるという事実を反映しています。表示通貨は米ドルでした。

3.12 平準化

ファンドは平準化勘定を維持しているため、受益証券のすべてのコースに関して分配される金額は、発行日の違いに関わらず、同じ種類のすべての受益証券について同じになります。これは、現在の受益者の利益の希薄化を防止するために適用されています。発行日までに計上された利益（もしあれば）を反映する受益証券の発行価格と同じ金額が平準化支払額とみなされます。これは、受益証券が発行された期間と同じ期間に受益者に権利があるファンドに関して、最初の分配金または累積金として受益者に対する支払いとして取り扱われます。ファンドは、受益証券の最初の発行に関しては平準化を行いません。

4. 関連会社との重要な契約および取引

管理会社

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスイズ・リミテッド（ケイマン）がトラストの管理会社でした。管理会社は、ファンドの純資産総額の年率0.02%を受領する権利を有していました。

当会計期間中に、ファンドは5,545米ドル（2018年11月30日：6,843米ドル）の管理報酬を計上し、うち341米ドル（2018年11月30日：524米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

受託会社および管理事務代行会社

BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッドがファンドの受託会社および管理事務代行会社として任命されていました。受託会社は、年間80,000米ドルを最低報酬とする条件で、ファンドの資産からファンドの純資産総額の年率0.10%を受託報酬および管理事務代行報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。この最低報酬要件は設定日から6か月間は適用されない条件になっています。

当会計期間中に、ファンドは79,559米ドル（2018年11月30日：80,183米ドル）の受託報酬および管理事務代行報酬を計上し、うち19,726米ドル（2018年11月30日：20,245米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

投資運用会社

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資を運用するために管理会社の責務をダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッドに委譲していました。投資運用会社は、ファンドの資産からファンドの純資産総額の年率0.4%を報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計期間中に、ファンドは111,039米ドル（2018年11月30日：136,919米ドル）の投資運用報酬を計上し、うち6,880米ドル（2018年11月30日：10,459米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

投資助言会社

大和アセットマネジメント株式会社は、日本でファンドのために投資助言会社として行動し、ファンドに対し

て裁量により投資助言を提供する責任がありました。投資助言報酬は投資運用会社によって支払われ、ファンドの資産から支払われることはありませんでした。

資産保管会社

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンはファンドの資産保管会社を務めていました。資産保管会社は、年間12,000米ドルを最低報酬とする条件で、ファンドの資産からユーロ市場で保有する資産額の年率0.02%、米国市場で保有する資産額の年率0.0125%を資産保管報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計期間中に、ファンドは17,265米ドル（2018年11月30日：15,291米ドル）の資産保管報酬を計上し、うち4,808米ドル（2018年11月30日：2,710米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

管理会社代行サービス会社

管理会社は、大和アセットマネジメント株式会社を管理会社代行サービス会社として任命していました。管理会社代行サービス会社は、ファンドの資産から純資産総額の年率0.2%を報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計期間中に、ファンドは55,444米ドル（2018年11月30日：68,436米ドル）の管理会社代行サービス報酬を計上し、うち3,413米ドル（2018年11月30日：5,242米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

副管理事務代行会社

受託会社は、業務提供契約に従い、BNY メロン・ファンド・サービシズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニーをファンドの副管理事務代行会社として任命し、ファンドの日々の管理を実施していました。副管理事務代行会社は、ファンドの資産から、8,400米ドルに年間の発行済受益証券のコース数を乗じた金額を受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。さらに、受益証券が募集または買い戻された場合はいつでも、副管理事務代行会社はファンドの資産から取引手数料を受領する権利を有していました。

当会計期間中に、ファンドは38,680米ドル（2018年11月30日：35,567米ドル）の副管理事務代行報酬を計上し、うち10,860米ドル（2018年11月30日：8,980米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

販売会社

販売会社は、ファンドの資産から純資産総額の年率0.5%を報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計期間中に、ファンドは138,613米ドル（2018年11月30日：171,090米ドル）の販売報酬を計上し、うち8,533米ドル（2018年11月30日：13,102米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

代行協会員

代行協会員は、ファンドの資産から純資産総額の年率0.1%を報酬として受領する権利を有しており、当該報酬は各評価日に発生し計算され、毎月後払いで支払われます。

当会計期間中に、ファンドは27,722米ドル（2018年11月30日：34,218米ドル）の代行協会員報酬を計上し、うち1,707米ドル（2018年11月30日：2,621米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

弁護士報酬

当会計期間中に、ファンドは18,323米ドル（2018年11月30日：17,676米ドル）の弁護士報酬を計上し、うち5,520米ドル（2018年11月30日：15,613米ドル）は当会計期間末現在未払いです。

5. 現金および現金同等物

会計期間末現在、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに以下の通り現金および現金同等物が保有されて

います。

| | 2019年11月29日 (終了日) 米ドル | 2018年11月30日 米ドル |
|------|-----------------------------|--------------------|
| 銀行預金 | 19,521,672 | 1,750,976 |
| | <u>19,521,672</u> | <u>1,750,976</u> |

6. 発行済受益証券および受益証券1口当たり純資産価格

| | 米ドル・ コース | 豪ドル・ コース | NZドル・ コース | 南アフリカ・ ランド・コース |
|-------------------------------------|----------------|----------------|-----------------|-------------------|
| 2019年11月29日(終了日) | | | | |
| 2018年11月30日現在発行済 受益証券 | 113,314 | 144,446 | 78,937 | 58,469 |
| 発行された受益証券 | - | 285 | - | - |
| 買い戻された受益証券 | (113,314) | (144,731) | (78,937) | (58,469) |
| 2019年11月29日現在発行済 受益証券 | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>-</u> |
| | 米ドル | 豪ドル | ニュージーランド・ ドル | 南アフリカ・ ランド |
| 2019年11月29日現在 受益証券1口当たり 資産価格 | - | - | - | - |
| | 米ドル・ コース | 豪ドル・ コース | NZドル・ コース | 南アフリカ・ ランド・コース |
| 2018年11月30日 | | | | |
| 2017年11月30日現在発行済 受益証券 | 130,260 | 158,977 | 93,494 | 68,040 |
| 発行された受益証券 | 2,061 | 1,520 | 2,738 | 1,181 |
| 買い戻された受益証券 | (19,007) | (16,051) | (17,295) | (10,752) |
| 2018年11月30日現在発行済 受益証券 | <u>113,314</u> | <u>144,446</u> | <u>78,937</u> | <u>58,469</u> |
| | 米ドル | 豪ドル | ニュージーランド・ ドル | 南アフリカ・ ランド |
| 2018年11月30日現在 受益証券1口当たり 純資産価格 | 97.36 | 97.44 | 97.72 | 975.33 |

議決権

受託会社は、信託証書の要項により要求される場合、提案された議案が受益者決議である場合には受益証券1口当たり純資産価格の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、または提案された議案がファンド決議である場合には当該ファンドの受益証券口数の3分の1以上を保有する登録受益者の書面による要求に応じて、招集通知に記載される日時および場所において、全受益者集会またはファンドの受益者集会（場合によります。）を招集しました。全受益者集会について場所、日付および時間ならびに当該集会で提案される決議の概要を記載した15日前の書面による通知は、受託会社により、全受益者会議の場合には各受益証券保有者に対して、またはファンドの受益者会議の場合はかかるファンドの受益証券保有者に対して送付されました。受益者集会の基準日は、当該招集通知に明記される日付の21日以上前としました。不注意から招集通知を受益者に送付しなかった場合、または受益者がかかる通知を受け取らなかった場合でも、当該受益者集会の議事は無効とはなりません。受託会社または管理会社の取締役またはその他の授權された役員は、受益者集会に出席し、かつ発言することができました。定足数の要件は、受益者が1名である場合（かかる場合、定足数は当該1名の受益者とします。）を除き、2名の受益者としました。受益者集会において、受益者集会の決議に付される決議は、書面による投票で採決しました。議案が受益者決議である場合には受益証券1口当たり純資産価格の総額が全サブ・ファンドの純資産総額の50%以上を保有する受益者により承認

される場合、または議案がファンド決議である場合には発行済の関連するサブ・ファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により承認される場合、投票の結果は、受益者集会の決議とみなされました。受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会開催日の直前の関連する評価日の評価時点に行われました。投票において、議決は本人または代理人により行使することができました。

受益証券の停止

受託会社は、その単独の裁量により、各コースのファンドの受益証券の発行および買戻しの計算の停止、および／または、買戻しのためにファンドの受益証券を提出している者に対する買戻金の支払期間の延長を、以下の期間の全部もしくは一部の間行うことができました。

- a) かかるファンドの投資対象の相当部分が上場され、相場が付され、取引されもしくは取り扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭取引市場が閉鎖されていた期間（通常の週末および公休日の閉鎖を除きます。）、または当該取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されていた期間
- b) 管理会社の意見によれば、結果的にファンドが投資対象の処分をすることが合理的に实际的でない状況、または結果的に当該処分がファンドの受益者を著しく害するような状況が存在した場合
- c) 投資対象の価値もしくはファンドの純資産総額を確定する際に通常採用されているいずれかの手法に問題が生じていた場合、または何らかの他の理由により、いずれかの投資対象もしくは他の資産の価値もしくはファンドの純資産総額が、管理会社の意見によれば、合理的にもしくは公正に確定できない場合
- d) ファンドの投資対象の償還もしくは換金または当該償還もしくは換金に伴う資金の移転が、管理会社の意見によれば、通常の価格もしくは通常の為替レートで実行できない場合
- e) ファンドの運営に関連する受託会社もしくは管理会社の事業運営が、伝染病、戦争行為、テロリズム、反逆行為、革命、市民不安、騒乱、ストライキもしくは天災の結果またはそれらに起因して、相当に妨げられまたは閉鎖された期間

ファンドの全受益者には、停止から30日以内に当該停止に関して書面で通知され、当該停止の終了時には速やかに通知されました。

7. ソフト・コミッション

2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日に終了した会計期間において、ファンドの管理会社と管理事務代行会社が関与するソフト・コミッション契約はありません。

8. 金融商品および関連するリスク

ファンドはその活動により、様々な金融リスクにさらされていました。金融リスクとは、市場リスク（為替リスク、金利リスクおよび市場価格変動リスクを含みます。）、信用・取引相手リスクおよび流動性リスクをいい、当注記において説明されています。

ダイワ・アセット・マネジメント・サービスズ・リミテッド（ケイマン）はファンドの管理会社でした。信託証書に基づき、管理会社はファンドの各コースの資産の投資および再投資の運用、ファンドの各コースに関して資金を借り入れる権力の行使、ファンドの各コースの受益証券の発行および買戻し、ならびにファンドの各コースのリスク管理に対する責務がありました。

(a) 市場リスク

市場リスクとは、ある金融商品の将来キャッシュ・フローの公正価値が市場価格の変化により変動するリスクです。市場リスクは、金利リスク、為替リスクおよび市場価格変動リスクという3種類のリスクから構成されま

す。ファンドは、債券および債券市場での短期の市場変動に対して優位に立つために、金融商品を取引し、取引所

で取引されるデリバティブおよび店頭デリバティブによるポジションをとりました。従って、ファンドは為替先渡契約、オプションおよび金融先物を売買することがあります。ファンドは定められた制限内でそのような取引を行っていました。

2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日に終了した会計期間において、ファンドはデリバティブ為替先渡契約のオープン・ポジションを有しています。

すべての証券投資には資本損失リスクがあります。投資運用会社は、ファンドの投資目的により明記された制限内で証券およびその他の金融商品を注意深く選択することで当該リスクを緩和していました。金融商品から生じる最大限のリスクは、当該金融商品の公正価値によって決定されました。

市場リスクは、投資運用会社により毎日監視されていました。

(i) 為替リスク

為替リスクとは、為替レートの変動により金融商品の公正価値が変動するリスクとして定義されています。当該リスクは、測定に使用する機能通貨以外の通貨建ての金融資産に関して発生します。投資運用会社は、効率的なポートフォリオ管理の主要素として、基準通貨以外のコースの為替リスクをヘッジするために、為替先渡契約などのデリバティブ商品を使用しました。為替先渡契約について生じた損益は、これら個別の発行済受益証券に配賦されました。すべての為替取引は満期が1～3か月の為替先渡契約を通じてヘッジされています。

すべての受益証券につき、ファンドは為替ヘッジ取引により受益証券の投資通貨を売却し、基準通貨を購入することで為替リスクの低減を図りました。

2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日現在、ファンドが保有する為替先渡契約は以下の通りです。

2019年11月29日（終了日）

為替先渡契約—未実現利益

| 購入通貨 | 購入金額 | 売却通貨 | 売却金額 | 満期日 | 未実現利益 米ドル |
|----------------------|------------|-------------|-----------|------------|---------------|
| 豪ドル・コース | | | | | |
| 米ドル | 618,842 | 豪ドル | 911,182 | 2019年12月4日 | 2,426 |
| NZドル・コース | | | | | |
| ニュージーランド・ドル | 5,734,025 | 米ドル | 3,675,492 | 2019年12月4日 | 5,488 |
| | | ニュージーランド・ドル | 103,463 | 2019年12月4日 | 26 |
| 南アフリカ・ランド・コース | | | | | |
| 南アフリカ・ランド | 33,698,198 | 米ドル | 2,291,590 | 2019年12月4日 | 6,462 |
| 為替先渡契約に係る未実現利益合計 | | | | | <u>14,402</u> |

為替先渡契約—未実現損失

| 購入通貨 | 購入金額 | 売却通貨 | 売却金額 | 満期日 | 未実現損失 米ドル |
|----------------------|-----------|-------------|-----------|------------|-----------------|
| 豪ドル・コース | | | | | |
| 豪ドル | 9,916,009 | 米ドル | 6,736,454 | 2019年12月4日 | (28,259) |
| NZドル・コース | | | | | |
| | | ニュージーランド・ドル | 271,819 | 2019年12月4日 | (351) |
| 南アフリカ・ランド・コース | | | | | |
| 米ドル | 174,145 | | | | |
| 米ドル | 73,568 | 南アフリカ・ランド | 1,086,505 | 2019年12月4日 | (526) |
| 為替先渡契約に係る未実現損失合計 | | | | | <u>(29,136)</u> |

上記の為替先渡契約の契約相手はすべてザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンです。

2019年11月29日（終了日）現在、ファンドはユーロ建ての債券を保有していませんでした。

2018年11月30日

為替先渡契約—未実現利益

| 購入通貨 | 購入金額 | 売却通貨 | 売却金額 | 満期日 | 未実現利益 米ドル |
|----------------------|------------|------|------------|-------------|--------------|
| 豪ドル・コース | | | | | |
| 豪ドル | 14,283,639 | 米ドル | 10,373,678 | 2018年12月28日 | 62,140 |
| NZドル・コース | | | | | |
| ニュージーランド・ドル | 7,824,941 | 米ドル | 5,353,090 | 2018年12月28日 | 24,302 |
| 米ドル・コース | | | | | |
| 米ドル | 18,423,824 | ユーロ | 16,065,000 | 2019年1月31日 | 126,482 |
| 南アフリカ・ランド・コース | | | | | |
| 南アフリカ・ランド | 59,283,628 | 米ドル | 4,247,552 | 2018年12月28日 | 13,186 |
| 為替先渡契約に係る未実現利益合計 | | | | | 226,110 |

為替先渡契約—未実現損失

| 購入通貨 | 購入金額 | 売却通貨 | 売却金額 | 満期日 | 未実現損失 米ドル |
|----------------------|--------|-------------|---------|-------------|--------------|
| 豪ドル・コース | | | | | |
| 米ドル | 22,678 | 豪ドル | 31,354 | 2018年12月28日 | (230) |
| NZドル・コース | | | | | |
| | | ニュージーランド・ドル | | | |
| 米ドル | 50,844 | ドル | 74,650 | 2018年12月28日 | (456) |
| 南アフリカ・ランド・コース | | | | | |
| 米ドル | 42,077 | 南アフリカ・ランド | 587,276 | 2018年12月28日 | (131) |
| 為替先渡契約に係る未実現損失合計 | | | | | (817) |

上記の為替先渡契約の契約相手はすべてザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンでした。

2018年11月30日現在、ファンドはユーロ建ての債券を17,757,685米ドル保有していました。

為替リスク感応度分析

2019年11月29日（終了日）現在、米ドルが豪ドル、ニュージーランド・ドルおよび南アフリカ・ランドに対して5%ドル高となった場合、償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産は以下に示す通り（増）減することになります。

| | 貨幣性 米ドル | 非貨幣性 米ドル | 為替 エクスポージャー 米ドル | 感応度の変化 % | 2019年 (終了日) 米ドル |
|-------------|------------|-------------|-----------------------|-------------|-----------------------|
| 豪ドル | 5,913,637 | - | 5,913,637 | 5% | 295,682 |
| 合計 | 5,913,637 | - | 5,913,637 | | 295,682 |
| ニュージーランド・ドル | 3,392,502 | - | 3,392,502 | 5% | 169,625 |
| 合計 | 3,392,502 | - | 3,392,502 | | 169,625 |
| 南アフリカ・ランド | 2,229,990 | - | 2,229,990 | 5% | 111,499 |
| 合計 | 2,229,990 | - | 2,229,990 | | 111,499 |

上記の感応度分析は、他のすべての変数が一定とした場合の、為替レートの合理的な変動に関する仮定に基づいています。実際の取引結果は上記の感応度分析とは異なり、大きな差額が生じる可能性があります。

2018年11月30日現在、米ドルが豪ドル、ユーロ、ニュージーランド・ドルおよび南アフリカ・ランドに対して5%ドル高となった場合、償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産は以下に示す通り（増）減することになります。

| | 貨幣性 米ドル | 非貨幣性 米ドル | 為替 エクスポージャー 米ドル | 感応度の変化 % | 2018年 米ドル |
|-------------|------------|-------------|-----------------------|-------------|--------------|
| 豪ドル | 10,332,399 | - | 10,332,399 | 5% | 516,620 |
| 合計 | 10,332,399 | - | 10,332,399 | | 516,620 |
| ユーロ | (364,568) | - | (364,568) | 5% | (18,228) |
| 合計 | (364,568) | - | (364,568) | | (18,228) |
| ニュージーランド・ドル | 5,356,091 | - | 5,356,091 | 5% | 267,805 |
| 合計 | 5,356,091 | - | 5,356,091 | | 267,805 |
| 南アフリカ・ランド | 4,118,106 | - | 4,118,106 | 5% | 205,905 |
| 合計 | 4,118,106 | - | 4,118,106 | | 205,905 |

上記の感応度分析は、他のすべての変数が一定とした場合の、為替レートの合理的な変動に関する仮定に基づいています。実際の取引結果は上記の感応度分析とは異なり、大きな差額が生じる可能性があります。

(ii) 金利リスク

ファンドの金融資産の大半は利付商品でした。その結果、ファンドは公正価値金利変動リスクにさらされてきました。これは市場金利水準の変動により、金融資産の公正価値が変化するリスクです。ファンドは経済データを利用して、金利見通しをたてていました。データはブルームバーグ経由で集められ、毎日監視されました。これに加え、投資銀行、中央銀行およびその他の資産運用会社を含む様々な情報源の見解が考慮されました。技術的分析の使用の程度は低いですが、財務省証券価格、スワップ価格および為替など金利に左右される商品の分析の際には有効です。この追加データは、現在の経済情勢の展開とともに、より大きな構図の一部として考慮されます。金利リスクは、ファンドが経済サイクルのどの位置にいるのか、また現在の投資利回りが金利の将来の方向性に関する見解を織り込んでいるかどうかにより管理されます。一般的には、特定の見解に対し適度な傾度を

持つバランスのとれたポートフォリオを保有することを方針としています。そうすることで、ポートフォリオに対する予期しないショックを最小限に抑えることができ、また金利情勢が明らかになった場合にファンドは利益が獲得できると考えられる時点でポジションを積み増すことができます。

金利エクスポージャーは、ポートフォリオのデュレーションの計算によって算出されました。指標値からのデュレーションの偏差は、投資運用会社により毎日比較され、注視されていました。

修正デュレーション

修正デュレーションは確定利付債券価格の変動であり、金利の変動により生じました。デュレーションは年数で表されました。デュレーションは債券が返済される期間の長さに関する加重測定値でした。満期日とは異なり、デュレーションは債券の保有期間中に発生する金利の支払いを考慮に入れました。基本的に、デュレーションは債券または債券ポートフォリオからのすべての収益フローに対する加重平均された満期でした。

投資家はデュレーションを使用して債券のボラティリティを測定しました。通常、デュレーションが長くなれば（投資家は大部分が返済されるのをより長く待つ必要がありました。）、金利の上昇局面で債券価格はより下落しました。もちろん、追加リスクを取ることで、より大きな収益が期待されました。投資家が債券保有期間中に金利が下落すると予想した場合、長いデュレーションの債券のほうが短いデュレーションを持つ類似の債券よりも価格が上昇するため、長いデュレーションの債券のほうが魅力的となりました。

限界

金利・価格感応度の測定値としてのデュレーションの限界の1つは、それが線型の測定値であることです。つまりデュレーションは、金利が特定のパーセンテージで変動すれば、市場価格も同等に変化することを前提としています。しかし金利が変動すると、債券価格は線型の変動ではなく、金利に対していくらか曲線を描いて、または凸状に変動します。

感応度分析

2019年11月29日（終了日）

英文目論見書において制限されているとおり、ファンドの存続期間中、ポートフォリオの修正デュレーションは、3年から5年に及びました。

2019年11月29日（終了日）現在、保有している投資有価証券はありませんでした。

下記は金利リスクに対するファンドのエクスポージャーの要約です。下記には、契約上の価格改定日または満期日の早い順に分類された、公正価値でのファンドの資産およびトレーディング負債が含まれています。

| | 2019年11月29日 (終了日) | | | | |
|---------------------------------|----------------------|-------------|------------|---------------------|---------------------|
| | 1年未満 米ドル | 1～5年 米ドル | 5年超 米ドル | 非利付商品 米ドル | 現在合計 米ドル |
| 現金および現金同等物 | 19,521,672 | - | - | - | 19,521,672 |
| 損益を通じて公正価値評価される 金融資産 | - | - | - | 14,402 | 14,402 |
| 資産合計 | 19,521,672 | - | - | 14,402 | 19,536,074 |
| 損益を通じて公正価値評価される 金融負債 | - | - | - | (29,136) | (29,136) |
| 未払資本受益証券 | - | - | - | (19,427,030) | (19,427,030) |
| 未払費用 | - | - | - | (79,908) | (79,908) |
| 負債合計 | - | - | - | (19,536,074) | (19,536,074) |
| (償還可能参加型受益証券保有者 に帰属する純資産を除く) | - | - | - | (19,536,074) | (19,536,074) |
| 金利感応度ギャップ | 19,521,672 | - | - | (19,521,672) | - |

2019年11月29日（終了日）現在、ファンドは現金同等物のみを保有しているため、重大な金利リスクを負っていませんでした。仮に期末時点で金利の合理的な変動があったとしても、ファンドの運用が終了していたため、保有者に帰属する持分に重大な影響を与えることはありませんでした。したがって、金利リスクに対する感応度分析は実施されません。

2018年11月30日

ポートフォリオの市場価値合計29,119,825米ドルに基づき、修正デュレーションを3.79、金利の合理的な変動を1%とすると、ファンドの価値の変動は約1,103,641米ドルとなります。英文目録見書において制限されているとおり、ポートフォリオの修正デュレーションは、3年から5年に及びます。

下記は金利リスクに対するファンドのエクスポージャーの要約です。下記には、契約上の価格改定日または満期日の早い順に分類された、公正価値でのファンドの資産およびトレーディング負債が含まれています。

| | 1年未満 米ドル | 1～5年 米ドル | 5年超 米ドル | 非利付商品 米ドル | 2018年11月30日 現在合計 米ドル |
|---------------------------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|----------------------------|
| 現金および現金同等物 | 1,750,976 | - | - | - | 1,750,976 |
| 損益を通じて公正価値評価される | | | | | |
| 金融資産 | 713,493 | 15,884,606 | 12,521,726 | 226,110 | 29,345,935 |
| 未収利息 | - | - | - | 211,779 | 211,779 |
| 資産合計 | 2,464,469 | 15,884,606 | 12,521,726 | 437,889 | 31,308,690 |
| 損益を通じて公正価値評価される | | | | | |
| 金融負債 | - | - | - | (817) | (817) |
| 未払資本受益証券 | - | - | - | (149,440) | (149,440) |
| 未払分配金 | - | - | - | (296,639) | (296,639) |
| 未払費用 | - | - | - | (140,315) | (140,315) |
| 負債合計 | | | | | |
| （償還可能参加型受益証券保有者に 帰属する純資産を除く） | - | - | - | (587,211) | (587,211) |
| 金利感応度ギャップ | 2,464,469 | 15,884,606 | 12,521,726 | (149,322) | 30,721,479 |

(iii) 市場価格リスク

ファンドの負債証券は、当該商品の将来の価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクに影響されます。市場リスクは、投資運用会社により毎日監視されています。

2019年11月29日（終了日）現在、保有している投資有価証券はありませんでした。2018年11月30日現在、一般的な市場エクスポージャーは以下の通りです。

| | 公正価値 | | 純資産比率 | |
|----------------------------|--------------|---------------------|----------------------|---------------------|
| | 2019年 米ドル | 2019年 (終了日) % | 公正価値 2018年 米ドル | 純資産比率 2018年 % |
| 公正価値評価が指定された欧州債券 | - | - | 14,238,661 | 46.35 |
| 公正価値評価が指定されたニュージー ランド債券 | - | - | 563,034 | 1.83 |
| 公正価値評価が指定された米国債券 | - | - | 14,318,130 | 46.61 |
| 合計 | - | - | 29,119,825 | 94.79 |

ファンドの主要な投資は債券であるため、市場リスクの感応度分析は金利リスクの感応度分析でカバーされま
す。

以下は、投資ポートフォリオにおける重要なセクター別の比率をまとめたものです。

| | 2019年11月29日 (終了日) | 2018年11月30日 |
|---------|-----------------------|-----------------------|
| セクター | ファンドの債券ポートフォリオ (%) | ファンドの債券ポートフォリオ (%) |
| 銀行および金融 | - | 52.74% |
| 国債 | - | 13.87% |
| 消費財-耐久 | - | 5.24% |
| 消費財-非耐久 | - | 9.33% |
| 公益事業 | - | 7.14% |
| エネルギー | - | 2.67% |
| 資本財 | - | 4.03% |
| 通信 | - | 4.98% |
| 合計 | - | 100.00% |

2019年11月29日（終了日）現在、保有している投資有価証券はありませんでした。

(b) 流動性リスク

ファンドにより投資される投資対象のすべてが上場されまたは格付を付与されているわけではなく、その結果流動性が低いことがありました。さらに、一部の投資対象の買い集めおよび保有の処分には時間がかかることがあり、望ましくない価格で行わなければならないこともありました。不利な市場環境で流動性が制限された結果、ファンドが公正価格で資産の処分をすることが難しい場合もありました。証券売却のためにすべての買戻しには3営業日の通知期間が与えられていました。しかし、市場が手薄になったり不利になったりした場合の予期しない大量の資金流出をカバーするために、ファンドの純資産総額の10%を上限としてザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに当座貸越枠が設けられていました。

買戻しの通告は、毎日、ロンドン時間で3営業日で受領され、募集は4営業日かかる可能性もあります（アイルランド、英国、日本および該当する現地の通貨銀行の休日を除きます。）。制限条項はありません。証券は、買戻しの資金調達のために売却可能でした。

2019年11月29日（終了日）現在、保有している投資有価証券はありませんでした。当期中、ファンドの資産は主に容易に換金可能な証券で構成されていました。投資運用会社は通常、時折発生する未払いの負債に充当するために現金も保有していました。

流動性リスクは投資運用会社によって毎日監視されていました。

下記は、2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日現在のファンドの債務を表しています。

| | | |
|---------------------|---------------------|--------------|
| 2019年11月29日（終了日）現在 | 1か月未満 米ドル | 1か月以上 米ドル |
| 損益を通じて公正価値評価される金融負債 | (29,136) | - |
| 未払資本受益証券 | (19,427,030) | - |
| 未払費用 | (79,908) | - |
| 金融負債合計 | <u>(19,536,074)</u> | <u>-</u> |
| 2018年11月30日現在 | 1か月未満 米ドル | 1か月以上 米ドル |
| 損益を通じて公正価値評価される金融負債 | - | (817) |
| 未払分配金 | (296,639) | - |
| 未払資本受益証券 | (149,440) | - |
| 未払費用 | (140,315) | - |
| 償還可能受益証券 | (30,721,479) | - |
| 金融負債合計 | <u>(31,307,873)</u> | <u>(817)</u> |

(c) 信用リスク

ファンドが投資する投資対象の発行体が、当該投資対象に投資された金額または当該投資対象について期限の到来している支払いの一部または全部の損失をもたらす信用不安にさらされないことは保証できません。ファンドはまた、ファンドが取引を行いまたはデリバティブ金融商品取引に関して証拠金または担保を設定している取引相手方に関する信用リスクにもさらされ、取引相手方の債務不履行のリスクを負うこともありました。

2019年11月29日（終了日）に終了した会計期間において、報告日現在の信用リスクに対するエクスポージャーは下記のとおり分析されています。投資運用会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンに関して完全な資産精査を実施していました。これはファンドが運用を開始する前に実施され、投資運用会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンのダブリンおよびブリュッセル事務所への訪問も実施しています。投資運用会社はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン内のシステム、チーム構造などを詳細に記載した調査報告書をまとめました。

投資運用会社は、2年ごとにBNYダブリンに対してアンチ・マネーロンダリングの資産精査訪問を行っています。その間の年にはデスクトップレビューを行い、一切の情報に変更がないことを確認しています。さらに、投資運用会社は、毎年または隔年（通常は毎年）、BNYヴロツワフに対して価格設定および純資産価額算定管理訪問を実施しています。これらの訪問は、コンプライアンス・オフィサーおよび関連投資チームのメンバーが実施しています。さらに、コンプライアンス・オフィサーは毎年、BNYにISAE 3402の管理レポートを要求し、管理上の不備がないかレビューを行います。

2019年11月29日（終了日）現在、信用リスクにさらされている為替先渡契約に係る未実現利益は14,402米ドル（2018年11月30日：226,110米ドル）です。

為替先渡契約は、評判のよい会社であり、高い信用格付けを有しているザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンにより保有されていました。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、S&Pグローバル・レーティングによるAA-、ムーディーズによるAa2およびフィッチによるAAの信用格付けを有しています。

2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日現在、現金および現金同等物はザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンで保管されていました。

2019年11月29日（終了日）現在、保有している投資有価証券はありませんでした。2018年11月30日現在、債券は資産保管会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンで保管されていました。

投資運用会社は、資産保管会社に付随するリスクが最小限であることに満足していました。

信用リスクは投資運用会社によって毎日監視されていました。

2019年11月29日（終了日）現在、保有高はありませんでした。2018年11月30日現在、ムーディーズによる債券ごとの格付の内訳は以下の通りです。

| 格付分類によるポートフォリオ 格付 | 純資産比率 | 純資産比率 |
|----------------------|-------------------------|---------------|
| | 2019年11月29日 (終了日) 現在 | 2018年11月30日現在 |
| Aaa | - | 17.61 |
| Aa2 | - | 0.66 |
| Aa3 | - | 6.89 |
| A1 | - | 14.78 |
| A2 | - | 33.77 |
| A3 | - | 21.08 |
| 合計 | - | 94.79 |

9. 損益を通じて公正価値評価される金融商品

公正価値見積り

ファンドは、測定時に用いられたインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて、公正価値測定を分類することが要求されます。

公正価値ヒエラルキーは、以下の通り分類しています。

レベル1－同一の資産または負債に関する活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2－レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産または負債について、直接的（すなわち、価格として）もしくは間接的（すなわち、価格から算出されるもの）に観察可能なもの

レベル3－観察可能な市場データに基づかない資産または負債のインプット（観察不能なインプット）

「観察可能」を構成するものを決定するには、ファンドによる重要な判断が要求されます。ファンドは、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性がありかつ検証可能な、独占的なものでない、および関連市場において積極的に関与している独立したソースによって提供される市場データを観察可能データとみなしています。

さらに、重大な観察不能なインプット（レベル3）である金融商品は、当該基準により以下を開示することが要求されます。レベル3への振替およびレベル3からの振替、期初および期末残高の調整表、包括利益計算書に認識した損益と総認識利得損失計算書を通じて認識した金額とに区分される当会計期間利得または損失の合計額、購入、売却、発行および決済額、ならびに公正価値のレベル3のポジションを決定する際に用いた仮定の感応度分析。

2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日現在、レベル2に分類される有価証券の価値は以下の通りです。

| | 2019年11月29日 (終了日) 現在 レベル2 米ドル | 2018年11月30日現在 レベル2 米ドル |
|-------------------------|--|------------------------------|
| 損益を通じて公正価値評価されると指定されたもの | | |
| 金融資産 | | |
| 社債 | - | 23,710,330 |
| 政府機関債 | - | 1,370,480 |
| 国債 | - | 2,855,921 |
| 国際機関債 | - | 1,183,094 |
| 為替先渡契約に係る未実現利益 | 14,402 | 226,110 |
| 金融資産合計 | <u>14,402</u> | <u>29,345,935</u> |
| 金融負債 | | |
| 為替先渡契約に係る未実現損失 | (29,136) | (817) |
| 金融負債合計 | <u>(29,136)</u> | <u>(817)</u> |

2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日に終了した会計期間において、保有する証券のレベル間での移動はありませんでした。レベル2に分類された証券に関する評価方針は注記3.8に開示されています。

10. 実現および未実現純利益および損失

2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日に終了した会計期間の包括利益計算書に示された損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債に係る純損益は以下のように分析されます。

| | 2018年12月1日から 2019年11月29日 (終了日) までの会計期間 米ドル | 2018年11月30日に 終了した会計年度 米ドル |
|-------------------------------------|--|---------------------------------|
| 投資有価証券に係る実現純利益／(損失) | 23,895 | (674,911) |
| 外貨および為替先渡契約に係る実現純利益 | 685,304 | 1,588,445 |
| 純実現投資利益 | 709,199 | 913,534 |
| 投資有価証券に係る未実現利益／(損失)の純変動 | 769,514 | (458,696) |
| 外貨および為替先渡契約に係る未実現損失の純変動 | (83,726) | (924,063) |
| 未実現投資利益／(損失)の純変動 | 685,788 | (1,382,759) |
| 損益を通じて公正価値評価される金融資産および負債に係る純利益／(損失) | 1,394,987 | (469,225) |

11. 関連当事者取引

ある当事者が別の当事者を支配するか、他の当事者が財務上または経営上の決定を行う際に重要な影響力がある場合、両当事者は関連しているときみなされます。2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日現在、関連当事者は以下の通りです。

管理会社－ダイワ・アセット・マネジメント・サービシズ・リミテッド（ケイマン）
投資運用会社－ダイワ・アセット・マネジメント（ヨーロッパ）リミテッド
投資助言会社および管理会社代行サービス会社－大和アセットマネジメント株式会社
販売会社、代行協会員および受益証券保有者－大和証券株式会社
取締役－3頁（注：原文）を参照してください。
受託会社および管理事務代行会社－BNY メロン・ファンド・マネジメント（ケイマン）リミテッド
副管理事務代行会社－BNY メロン・ファンド・サービシズ（アイルランド）デジグネイテッド・アクティビティ・カンパニー
資産保管会社－ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン

上記に関する報酬の詳細は、注記4に記載されています。

2019年11月29日（終了日）および2018年11月30日現在、以下の受益証券保有者がファンドに対して以下の投資を行い、関連当事者とみなされています。

| | 2019年11月29日 (終了日) 現在保有受益証券 口数 | 2018年11月30日 現在保有受益証券 口数 | 受益証券 総口数に 対する比率 | |
|-----------------------------------|--|-------------------------------|-----------------------|------|
| トラスト | | | | |
| ダイワ世界投資適格債券ファンド －米ドル・コース | 大和証券株式会社 | - | 113,314 | 100% |
| ダイワ世界投資適格債券ファンド －豪ドル・コース | 大和証券株式会社 | - | 144,446 | 100% |
| ダイワ世界投資適格債券ファンド －NZドル・コース | 大和証券株式会社 | - | 78,937 | 100% |
| ダイワ世界投資適格債券ファンド －南アフリカ・ランド・コース | 大和証券株式会社 | - | 58,469 | 100% |

12. 税金

現行のケイマン諸島の法律に基づき、トラストが支払うべき所得税、不動産税、法人税、キャピタルゲイン税、またはその他のケイマン諸島の税金はありません。従って、財務書類には納税引当金は設定されていません。トラストは一定の利息、配当およびキャピタルゲインに関し外国源泉徴収税の対象となる可能性があります。

13. 為替レート

外貨建取引は、取引日における換算レートを使用して、機能通貨へ換算されます。これらの取引の決済と外貨建貨幣性資産および負債を会計期間末日に換算替えることにより生じる外貨換算差損益は、包括利益計算書で認識されます。

2019年11月29日（終了日）現在、使用された為替レートは以下の通りです。

| 財政状態計算書 | | 包括利益計算書および償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書 | |
|---------------------|------|---------------------------------------|------|
| 2019年11月29日（終了日）現在 | | 2019年11月29日（終了日）に終了した会計年度の平均 | |
| 1.478415豪ドル | 1米ドル | 1.433670豪ドル | 1米ドル |
| 1.557875ニュージーランド・ドル | 1米ドル | 1.514013ニュージーランド・ドル | 1米ドル |
| 14.653000南アフリカ・ランド | 1米ドル | 14.428977南アフリカ・ランド | 1米ドル |

2018年11月30日現在、使用された為替レートは以下の通りです。

| 財政状態計算書 | | 包括利益計算書および償還可能参加型受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書 | |
|---------------------|------|---------------------------------------|------|
| 2018年11月30日現在 | | 2018年11月30日に終了した会計年度の平均 | |
| 1.369394豪ドル | 1米ドル | 1.331869豪ドル | 1米ドル |
| 0.883197ユーロ | 1米ドル | 0.844777ユーロ | 1米ドル |
| 1.455816ニュージーランド・ドル | 1米ドル | 1.443566ニュージーランド・ドル | 1米ドル |
| 13.866250南アフリカ・ランド | 1米ドル | 13.153705南アフリカ・ランド | 1米ドル |

14. 受益証券保有者への分配金

2019年11月29日（終了日）

| 宣言日 | 受益証券 | 受益証券1口当たり分配金額 | 分配金 |
|------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| 2019年5月31日 | 米ドル・コース受益証券 | 0.70米ドル | 72,671米ドル |
| 2019年5月31日 | 豪ドル・コース受益証券 | 0.40豪ドル | 54,656豪ドル |
| 2019年5月31日 | NZドル・コース受益証券 | 0.40ニュージーランド・ドル | 30,384ニュージーランド・ドル |
| 2019年5月31日 | 南アフリカ・ランド・コース受益証券 | 29.30南アフリカ・ランド | 1,596,088南アフリカ・ランド |

2018年11月30日

| 宣言日 | 受益証券 | 受益証券1口当たり分配金額 | 分配金 |
|-------------|-------------------|-----------------|--------------------|
| 2018年11月30日 | 米ドル・コース受益証券 | 0.70米ドル | 79,320米ドル |
| 2018年11月30日 | 豪ドル・コース受益証券 | 0.60豪ドル | 86,668豪ドル |
| 2018年11月30日 | NZドル・コース受益証券 | 0.50ニュージーランド・ドル | 39,469ニュージーランド・ドル |
| 2018年11月30日 | 南アフリカ・ランド・コース受益証券 | 30.10南アフリカ・ランド | 1,759,917南アフリカ・ランド |
| 2018年5月31日 | 米ドル・コース受益証券 | 0.50米ドル | 61,609米ドル |
| 2018年5月31日 | 豪ドル・コース受益証券 | 0.50豪ドル | 76,074豪ドル |
| 2018年5月31日 | NZドル・コース受益証券 | 0.50ニュージーランド・ドル | 43,259ニュージーランド・ドル |
| 2018年5月31日 | 南アフリカ・ランド・コース受益証券 | 30.80南アフリカ・ランド | 1,907,937南アフリカ・ランド |

15. 未払買戻金

2019年11月29日現在の未払買戻金は、19,427,030米ドルにのびりました。

16. 購入および売却

ポートフォリオの変更に関する全明細書は、受益者の要求に応じて入手可能となります。

17. 当会計期間中の重要な事象

2018年12月15日付で、山部努氏が管理会社の取締役を辞任し、松葉恭明氏が管理会社の取締役に任命されました。

2019年11月29日（終了日）付でファンドの運用が終了しました。

2019年11月29日（終了日）に終了した会計期間中のその他の重要な事象はありませんでした。

18. 後発事象

2019年12月4日付で、ファンドは、19,569,689米ドルの買戻金を受益者に対して支払いました。

財務書類において開示が必要な当会計期間末以降のその他の後発事象はありませんでした。

19. 財務書類の承認

当財務書類は、2020年4月8日、受託会社によって承認されました。

V. 投資信託財産運用総括表

米ドル・コース

| 信託期間 | 投資信託当初払込日 | 2009年8月28日 | | 投資信託契約終了時の状況 | |
|-------|---------------|--------------|----------------|--------------|--------------|
| | 投資信託契約終了日 | 2019年11月29日 | | 資産総額 | 7,749,510米ドル |
| 区分 | 投資信託当初払込時 | 投資信託契約終了時 | 差引増減 | 負債総額 | 528,524米ドル |
| | | | | 純資産総額 | 7,220,986米ドル |
| 受益権口数 | 101,586口 | 70,532口 | △ 31,054口 | 受益権口数 | 70,532口 |
| 元本額 | 10,158,600米ドル | 7,220,986米ドル | △ 2,937,614米ドル | 1口当たり償還金 | 102.38米ドル |

毎計算期末の状況

| 計算期 | 元本額 (千米ドル) | 純資産総額 (千米ドル) | 1口当たりの 純資産価格 (米ドル) | 1口当たりの分配金 | |
|------|---------------|-----------------|--------------------------|-------------|--------|
| | | | | 金額 (米ドル) | 分配率(%) |
| 第1期 | 10,159 | 13,468 | 100.44 | 1.40 | 1.39 |
| 第2期 | 13,468 | 17,784 | 100.18 | 4.50 | 4.49 |
| 第3期 | 17,784 | 19,985 | 97.21 | 1.30 | 1.34 |
| 第4期 | 19,985 | 18,979 | 100.32 | 6.30 | 6.28 |
| 第5期 | 18,979 | 21,766 | 99.84 | 0.70 | 0.70 |
| 第6期 | 21,766 | 22,431 | 101.51 | 1.50 | 1.48 |
| 第7期 | 22,431 | 18,919 | 99.72 | 1.50 | 1.50 |
| 第8期 | 18,919 | 16,751 | 99.98 | 0.80 | 0.80 |
| 第9期 | 16,751 | 13,025 | 99.99 | 1.30 | 1.30 |
| 第10期 | 13,025 | 11,032 | 97.36 | 1.20 | 1.23 |
| 第11期 | 11,032 | 7,221 | 102.38 | 0.70 | 0.68 |

(注) 当初申込期間における1口当たり申込価格は、100米ドルでした。

豪ドル・コース

| | | | | | |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 信託期間 | 投資信託当初払込日 | 2009年 8月28日 | | 投資信託契約終了時の状況 | |
| | 投資信託契約終了日 | 2019年11月29日 | | 資産総額 | 9,124,888豪ドル |
| 区分 | 投資信託当初払込時 | 投資信託契約終了時 | 差引増減 | 負債総額 | 382,034豪ドル |
| | | | | 純資産総額 | 8,742,854豪ドル |
| 受益権口数 | 93,502口 | 85,947口 | △ 7,555口 | 受益権口数 | 85,947口 |
| 元本額 | 9,350,200豪ドル | 8,742,854豪ドル | △ 607,346豪ドル | 1口当たり償還金 | 101.72豪ドル |

毎計算期末の状況

| 計算期 | 元本額 (千豪ドル) | 純資産総額 (千豪ドル) | 1口当たりの 純資産価格 (豪ドル) | 1口当たりの分配金 | |
|------|---------------|-----------------|--------------------------|-------------|--------|
| | | | | 金額 (豪ドル) | 分配率(%) |
| 第1期 | 9,350 | 11,775 | 100.61 | 1.90 | 1.89 |
| 第2期 | 11,775 | 17,593 | 100.23 | 8.40 | 8.38 |
| 第3期 | 17,593 | 23,591 | 97.56 | 5.60 | 5.74 |
| 第4期 | 23,591 | 27,293 | 100.40 | 9.90 | 9.86 |
| 第5期 | 27,293 | 23,177 | 100.97 | 2.10 | 2.08 |
| 第6期 | 23,177 | 21,389 | 102.90 | 3.70 | 3.60 |
| 第7期 | 21,389 | 20,848 | 99.79 | 5.00 | 5.01 |
| 第8期 | 20,848 | 20,311 | 99.93 | 2.20 | 2.20 |
| 第9期 | 20,311 | 15,906 | 100.05 | 1.80 | 1.80 |
| 第10期 | 15,906 | 14,074 | 97.44 | 1.10 | 1.13 |
| 第11期 | 14,074 | 8,743 | 101.72 | 0.40 | 0.39 |

(注) 当初申込期間における1口当たり申込価格は、100豪ドルでした。

NZドル・コース

| | | | | | |
|-------|---------------------------|--------------------------|----------------------------|--------------|--------------------------|
| 信託期間 | 投資信託当初払込日 | 2009年8月28日 | | 投資信託契約終了時の状況 | |
| | 投資信託契約終了日 | 2019年11月29日 | | 資産総額 | 5,452,317 ニュージーランド・ドル |
| 区分 | 投資信託当初払込時 | 投資信託契約終了時 | 差引増減 | 負債総額 | 167,216 ニュージーランド・ドル |
| | | | | 純資産総額 | 5,285,101 ニュージーランド・ドル |
| 受益権口数 | 128,781口 | 51,796口 | △ 76,985口 | 受益権口数 | 51,796口 |
| 元本額 | 12,878,100 ニュージーランド・ドル | 5,285,101 ニュージーランド・ドル | △ 7,592,999 ニュージーランド・ドル | 1口当たり償還金 | 102.04 ニュージーランド・ドル |

毎計算期末の状況

| 計算期 | 元本額 (千ニュージーランド・ドル) | 純資産総額 (千ニュージーランド・ドル) | 1口当たりの 純資産価格 (ニュージーランド・ドル) | 1口当たりの分配金 | |
|------|-----------------------|-------------------------|----------------------------------|---------------------|--------|
| | | | | 金額 (ニュージーランド・ドル) | 分配率(%) |
| 第1期 | 12,878 | 15,558 | 100.63 | 1.80 | 1.79 |
| 第2期 | 15,558 | 21,884 | 100.15 | 7.30 | 7.29 |
| 第3期 | 21,884 | 22,722 | 97.30 | 3.80 | 3.91 |
| 第4期 | 22,722 | 20,675 | 100.39 | 8.30 | 8.27 |
| 第5期 | 20,675 | 17,070 | 100.96 | 1.90 | 1.88 |
| 第6期 | 17,070 | 15,081 | 103.32 | 3.80 | 3.68 |
| 第7期 | 15,081 | 12,412 | 99.74 | 6.40 | 6.42 |
| 第8期 | 12,412 | 11,795 | 100.00 | 2.60 | 2.60 |
| 第9期 | 11,795 | 9,348 | 99.98 | 2.20 | 2.20 |
| 第10期 | 9,348 | 7,714 | 97.72 | 1.00 | 1.02 |
| 第11期 | 7,714 | 5,285 | 102.04 | 0.40 | 0.39 |

(注) 当初申込期間における1口当たり申込価格は、100ニュージーランド・ドルでした。

南アフリカ・ランド・コース

| | | | | | |
|-------|--------------------------|-------------------------|---------------------------|--------------|-------------------------|
| 信託期間 | 投資信託当初払込日 | 2009年8月28日 | | 投資信託契約終了時の状況 | |
| | 投資信託契約終了日 | 2019年11月29日 | | 資産総額 | 33,252,347 南アフリカ・ランド |
| 区分 | 投資信託当初払込時 | 投資信託契約終了時 | 差引増減 | 負債総額 | 576,434 南アフリカ・ランド |
| | | | | 純資産総額 | 32,675,913 南アフリカ・ランド |
| 受益権口数 | 110,500口 | 31,181口 | △ 79,319口 | 受益権口数 | 31,181口 |
| 元本額 | 110,500,000 南アフリカ・ランド | 32,675,913 南アフリカ・ランド | △ 77,824,087 南アフリカ・ランド | 1口当たり償還金 | 1,047.94 南アフリカ・ランド |

毎計算期末の状況

| 計算期 | 元本額 (千南アフリカ・ランド) | 純資産総額 (千南アフリカ・ランド) | 1口当たりの 純資産価格 (南アフリカ・ランド) | 1口当たりの分配金 | |
|------|---------------------|-----------------------|--------------------------------|-------------------|--------|
| | | | | 金額 (南アフリカ・ランド) | 分配率(%) |
| 第1期 | 110,500 | 129,128 | 1,005.52 | 28.10 | 2.79 |
| 第2期 | 129,128 | 171,693 | 1,001.57 | 107.00 | 10.68 |
| 第3期 | 171,693 | 251,761 | 973.40 | 64.90 | 6.67 |
| 第4期 | 251,761 | 187,117 | 1,004.08 | 110.90 | 11.04 |
| 第5期 | 187,117 | 156,390 | 1,021.13 | 34.40 | 3.37 |
| 第6期 | 156,390 | 129,907 | 1,046.26 | 64.80 | 6.19 |
| 第7期 | 129,907 | 96,578 | 1,000.08 | 106.70 | 10.67 |
| 第8期 | 96,578 | 72,063 | 1,001.02 | 81.10 | 8.10 |
| 第9期 | 72,063 | 68,098 | 1,000.85 | 77.20 | 7.71 |
| 第10期 | 68,098 | 57,027 | 975.33 | 60.90 | 6.24 |
| 第11期 | 57,027 | 32,676 | 1,047.94 | 29.30 | 2.80 |

(注) 当初申込期間における1口当たり申込価格は、1,000南アフリカ・ランドでした。

Ⅵ. お知らせ

ファンドは、2019年11月29日に満期償還いたしました。